

No	見出し符号				項目名	質問	回答	
	頁	章	節	項				
1	1	第1	1	(2)	事業の対象施設	玉川ポンプ場で使用する用水は、西部浄化センターの用水設備から供給することは可能でしょうか。	事業者の提案により実施することは可能です。	
2	1	第1	1	(2)	事業の対象施設	玉川ポンプ場で使用する用水は、西部浄化センターの用水設備から供給することが可能な場合、用水給水設備の設置および送水管の布設事業を対象施設とすることの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。	
3	1	第1	1	(2)	⑥	事業の対象施設	ポンプ場の跡地利用について、市で考えている利用計画があれば、ご教授願います。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
4	1	第1	1	(2)	⑥	事業の対象施設	「提案があった場合には、その跡地利用（売却等含む）も含む」とありますが、跡地利用はSPCの業務範囲に入るのででしょうか。ご教授願います。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
5	1	第1	1	(2)	⑥	事業の対象施設	「提案があった場合には、その跡地利用（売却等含む）も含む」とありますが、提案内容によって評価に差が付くのでしょうか。ご教授願います。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
6	1	第1	1	(2)	⑥	栄川ポンプ場及び鶴の島ポンプ場	「・・・かつ提案があった場合には、その跡地利用（売却等含む）も含む」とありますが、売却も含めた跡地利用（土地利用計画）の提案をすれば、提案の加点対象となると考えてよろしいでしょうか。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
7	1	第1	1	(2)	⑥	栄川ポンプ場及び鶴の島ポンプ場	「・・・かつ提案があった場合には、その跡地利用（売却等含む）も含む」とありますが、提案を行わないことも選択できるとの考えでよろしいでしょうか。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
8	1	第1	1	(2)	⑥	栄川ポンプ場及び鶴の島ポンプ場	栄川ポンプ場及び鶴の島ポンプ場のいずれか一方だけの跡地利用を提案することは可能でしょうか。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
9	1	第1	1	(2)	⑥	栄川ポンプ場及び鶴の島ポンプ場	売却も含めた跡地利用において、売却は市からSPCに行われるのでしょうか。それとも、跡地利用の提案のみとなるのでしょうか。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
10	1	第1	1	(2)	⑥	跡地利用に係る業務	「提案があった場合には、その跡地利用（売却等含む）も含む」とありますが、提案を実施する方がより高い評価となるとの理解で良いでしょうか。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
11	1	第1	1	(2)	⑥	事業の対象施設	栄川ポンプ場及び鶴の島ポンプ場に関して、「提案があった場合には、その跡地利用も含む」とありますが、跡地利用に関しては提案しなくても良いとのことでしょうか。その場合には、提案した応募者と提案しなかった応募者ではどのような評価がなされるのでしょうか。提案の必要性に関してはコンソーシアム組成に大きく影響を及ぼすため早期にお考えをお示しください。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
12	1	第1	1	(4)	事業の背景・目的	平成17年度（2005年度）以降にポンプ場、合流幹線管渠新設の検討が行われておりますが、その際的设计書、データ等の情報を公表していただけるのでしょうか。また、その際の検討業務に関わった業者をコンソーシアムに参加させることは可能でしょうか。	公表する資料は、要求水準書（案）に示します。また、コンソーシアム参加者は実施方針（案）に記載のとおりです。	
13	1	第1	1	(4)	新設ポンプ場の経緯	総合的な判断を行う上での参考の為、既存ポンプ場を統合して新設ポンプ場を建設する経緯を御教示願います。	実施方針（案）に記載のとおりです。	
14	2	第1	1	(4)	事業の背景・目的	西部浄化センター維持管理業務の民間委託化の検討と本事業玉川ポンプ場の維持管理業務とは、今後どのように関わるのか構想等をご教示ください。	西部浄化センター維持管理業務の民間委託化の検討中のため、現時点では未定です。	
15	2	第1	1	(4)	事業の背景・目的	維持管理（合流幹線管渠は除く）とありますが、P17表4業務概要に示されるように玉川ポンプ場放流渠（敷地内）（No.1）、（敷地外）（No.2）及び汚水圧送管も維持管理業務の対象外と考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	汚水圧送管の維持管理は、本事業対象外です。なお、放流渠の維持管理は、吐口との一体性等を考慮し、本事業対象に変更します。	
16	2	第1	1	(4)	事業の背景・目的	「一部ポンプ場に加え、西武浄化センター維持管理業務の民間委託化も検討している」とありますが、検討し民間に委託するとの結論になった場合には本事業の事業者者に委託されることになるのでしょうか？効率化を考えると本事業の事業者者に委託することが有効かと思われま。	西部浄化センター維持管理業務の民間委託化の検討中のため、現時点では未定です。	

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
17	3	第1	1	(5)		事業概要	「事業契約を締結」とありますが、本事業の設計・建設業務と維持管理業務等は一括して契約されるとの理解で良いでしょうか。	DB0の一括契約とすることを想定しています。
18	3	第1	1	(5)		事業概要	「事業契約を締結した民間事業者」とはSPCを指しているとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	3	第1	1	(5)	①	設計・建設業務	本事業（①、③、④業務）における業務としては、工事監理業務は含まれていないと理解しております。この様な理解で宜しいでしょうか？また工事監理業務については、市側でモニタリングなどを通して実施されるとの考えで宜しいでしょうか？	前段については、ご理解のとおりです。後段については、現時点で決定していません。
20	3	第1	1	(5)	②	運転管理業務	「イ. (イ) 運転操作による水質管理業務」における、水質管理業務の確認頻度及び水質管理項目をお示し頂けますようお願いします。	「合流式下水道の雨天時放流水質基準についての水質検査マニュアル」を参考とし、雨水ポンプ起動時の採水から水質分析までを考えております。なお、詳細は要求水準書（案）に示します。
21	3	第1	1	(5)	②	運転管理業務	「イ. (イ) 運転操作による水質管理業務」とは放流水の水質の管理を示し、一定の水質を達成するように管理することでは無く、要求水準の項目ともならないとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、採水・分析については要求水準の項目となります。
22	3	第1	1	(5)	②	運転管理業務	「イ. (ウ) エネルギー管理業務」における、管理項目をお示し頂けますようお願いいたします。	「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に適合したエネルギー管理標準を含む「エネルギー管理規程」を作成し管理することです。
23	3	第1	1	(5)	②	玉川ポンプ場の維持管理業務	(ウ)の改築に関する計画業務については脚注のとおり本業務の対象ではないとの解釈でよろしいでしょうか。	改築に関する計画業務に必要な資料提供や維持管理情報の提出は含まれます。
24	3	第1	1	(5)	②	玉川ポンプ場の維持管理業務 ア 保全管理業務 (ウ) 修繕業務及び改築に関する計画業務	「改築業務は本事業の対象とならずに別途業務となる」との事ですが、事業者別に発注となるのでしょうか。それとも改めて競争入札となるのでしょうか。	発注形態については、未定です。
25	3	第1	1	(5)	②	玉川ポンプ場の維持管理業務 ア 保全管理業務 (ウ) 修繕業務及び改築に関する計画業務	本事業の修繕業務に係る費用算出にあたり、改築更新計画も重要な要素となりますので、本事業に含めるべきと考えます。	改築更新計画は、本事業の中で提案をお願いします。ただし、実際の改築更新については、補助事業となることから今回の事業の対象外と考えております。
26	3	第1	1	(5)	②	玉川ポンプ場の維持管理業務 イ 運転管理業務 (イ) 運転操作による水質管理業務	ポンプ場の運転管理上は、沈砂・し渣を除去するのみで水質改善等難しいと考えますが、ご想定の水質管理内容をご教示ください。	当該ポンプ場にて水質改善を行うのではなく、放流水質の監視を行います。詳細は、要求水準書（案）に示します。
27	3	第1	1	(5)	②	玉川ポンプ場の維持管理業務 ア 保守管理業務 (イ) 調査業務	「調査業務」と記載がありますが、調査内容、範囲等についてご提示ください。	下水道維持管理指針に示される計画的維持管理としての保守点検に含まれる調査を示すもので、調査案については事業者からの提案で求める予定です。
28	3	第1	1	(5)	②	玉川ポンプ場の維持管理業務 ア 保守管理業務 (ウ) 修繕業務・・・	「修繕業務」と記載がありますが、設備の機能維持のための修繕であり、将来のための更新は不含有と考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	3	第1	1	(5)	②	玉川ポンプ場の維持管理業務 イ 運転管理業務 (イ) 運転操作による水質管理業務	合流雨水放流時の「水質管理」は現実的でないと考えますが、どのような管理方法を想定しているかご提示ください。	当該ポンプ場にて水質改善を行うのではなく、放流水質の監視を行います。詳細は、要求水準書（案）に示します。
30	3	第1	1	(5)	②	玉川ポンプ場の維持管理業務 イ 運転管理業務 (ウ) エネルギー管理業務	「エネルギー管理業務」と記載がありますが、雨水ポンプ、汚水ポンプ他機器の運転に関わる電気料金や燃料費の管理を示しているのでしょうか。	「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に適合したエネルギー管理標準を含む「エネルギー管理規程」を作成し管理することです。
31	3	第1	1	(5)	②	玉川ポンプ場の廃棄物処理管理業務 イ 運転管理業務 (エ) 廃棄物処理管理業務	「廃棄物処理管理業務」と記載があり、雨水ポンプ、汚水ポンプ他機器の運転に関わる除塵機で回収する廃棄物処理は含むと考えます。しかし、不法投棄など想定を超えるようなものの処理や廃棄物低減のような告知や啓蒙といったものは対象外との解釈で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、維持管理業務の中で不法投棄などが顕著な場合、市に助言し、啓蒙活動の資料作成等をお願いしたいと考えております。
32	3	第1	1	(5)	②	玉川ポンプ場の維持管理業務	ア保全管理業務(イ) 調査業務とは、どのような業務を想定されるかご教授願います。	下水道維持管理指針に示される計画的維持管理としての保守点検に含まれる調査を示すもので、調査案については事業者からの提案で求める予定です。
33	3	第1	1	(5)	②	玉川ポンプ場の維持管理業務	イ運転管理業務(イ) 運転操作による水質管理業務とは、どのような業務を想定されているかご教授願います。	当該ポンプ場にて水質改善を行うのではなく、放流水質の監視を行います。詳細は、要求水準書（案）に示します。
34	3	第1	1	(5)	②	玉川ポンプ場の維持管理業務	調査業務とは、どのようなことを想定されているかご教授願います。	下水道維持管理指針に示される計画的維持管理としての保守点検に含まれる調査を示すもので、調査案については事業者からの提案で求める予定です。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
35	3	第1	1	(5)	②	玉川ポンプ場の維持管理業務	玉川ポンプ場に流入する汚水は西部浄化センターにて処理すると考えております。運転操作における水質管理業務とは、どのようなことを想定されているかご教示願います。	「合流式下水道の雨天時放流水質基準についての水質検査マニュアル」を参考とし、雨水ポンプ起動時の採水から水質分析までを考えております。なお、詳細は要求水準書（案）に示します。
36	3	第1	1	(5)	②	維持管理業務における具体的内容	以下の項目について、貴市にてお考えの具体的な業務内容を御教示願います。 ②ア（イ）調査業務、イ（ウ）エネルギー管理業務	②ア（イ）調査業務 下水道維持管理指針に示される計画的維持管理としての保守点検に含まれる調査を示すもので、調査案については事業者からの提案で求める予定です。 イ（ウ）エネルギー管理業務 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に適合したエネルギー管理標準を含む「エネルギー管理規程」を作成し管理することです。
37	3	第1	1	(5)	②	維持管理業務における具体的内容	②イ（ア）のポンプ場の運転管理業務について、貴市のお考えでは、複数名での常駐管理での対応かどうか、御教示願います。	管理方法については、事業者の提案を求める予定です。ただし、雨天時における対応については、要求水準書（案）に示します。
38	3	第1	1	(5)	②	維持管理業務における具体的内容	運転管理業務については、国土交通省が示している「包括レベル2」程度と考えてよろしいか、御教示願います。	運転管理業務は「包括レベル2.5」を考えております。詳細は、要求水準書（案）に示します。
39	3	第1	1	(5)	②	維持管理業務に係る対価	跡地利用に対する対価を含むとなっておりますが、跡地利用に関して、維持管理業務が発生する可能性がある、と考えてよろしいか、御教示願います。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
40	3	第1	1	(5)	②	玉川ポンプ場の維持管理業務	「改築に関する計画業務」とありますが、改築とはどのようなものをお考えでしょうか？ また、本事業期間中に改築が必要となるとお考えなのでしょうか。	改築に関しては、機械・電気設備を中心に防食・防水等を含めて、目標耐用年数を経過するものがある場合を考えます。また、改築が必要となるかは、事業者側の提案内容によるもののため、特に想定しておりません。
41	3	第1	1	(5)	②	玉川ポンプ場の維持管理業務－保全管理業務	「（ウ）修繕業務及び改築に関する計画業務」は維持管理期間の改築スケジュール策定や改築費の見積書作成等をさすとされていますが、改築業務自体は本事業の対象範囲外で別途業務となっています。本事業対象範囲外であり、改築スケジュールや見積書の位置付けが不明確となるため、本計画業務を業務範囲外とした方がよいのではないのでしょうか。	LLC算定に必要なため、改築業務についても計画業務を含めることとしています。
42	3	第1	1	(5)	②	玉川ポンプ場の維持管理業務－運転管理業務	「（ウ）エネルギー管理業務」とは、具体的にどのような業務をさすのでしょうか。ご教示願います。	「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に適合したエネルギー管理標準を含む「エネルギー管理規程」を作成し管理することです。
43	3	第1	1	(5)	②	玉川ポンプ場の維持管理業務 ア 保全管理業務	保全管理業務の対象となる施設について具体的にご教示ください。	P17の表4の維持管理業務に該当する施設全てです。
44	3	第1	1	(5)	②	玉川ポンプ場の維持管理業務 ア 保全管理業務	（ウ）修繕業務及び改築に関する計画業務に係る脚注に「実際の改築業務については（中略）別途業務とする。」とありますが、SPCへ別途発注されるとの理解でよろしいでしょうか。	発注形態については、未定です。
45	3	第1	1	(5)	②	玉川ポンプ場の維持管理業務 ア 保全管理業務	改築に伴い、新たな維持管理業務が発生した場合、SPCへ別途委託されるとの理解でよろしいでしょうか。	改築が計画に沿ったものかどうかなど、発生する原因によって異なると考えられます。
46	3	第1	1	(5)	②	事業概要	ウ その他の業務とは、具体的にどのような内容をご教示ください。	清掃業務等ですが、詳細は要求水準書（案）に示します。
47	3	第1	1	(5)	②	欄外 2	「実際の改築業務については、～本業務の対象とはせず、別途業務とする」とありますが、20年間の維持管理期間において必要な改築工事は本事業に含まれないという理解で良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	3	第1	1	(5)	②	欄外 2	「実際の改築業務については、～本業務の対象とはせず、別途業務とする」とありますが、20年間の維持管理期間において必要な改築工事が本事業に含まれない場合に、適切な改築工事が行われなかったことによる維持管理費の増大については、貴市の負担であると理解して良いのでしょうか。	改築計画は提案書に記載していただきますので、事業者に帰責事由のない理由によってその計画が遂行できない場合には、ご理解のとおりです。
49	3	第1	1	(5)	③	栄川ポンプ場及び鶴の島ポンプ場の施設の撤去業務（設計含む） ア 施設の撤去設計業務	現状の市公表の資料では撤去対象物の範囲、仕様確認が出来ません。撤去対象物の範囲、仕様をご提示ください。	詳細は、要求水準書（案）に示します。
50	3	第1	1	(5)	③	栄川ポンプ場及び鶴の島ポンプ場の施設の撤去業務（設計含む） ア 施設の撤去設計業務	土木、建築、機械設備撤去後の跡地の引き渡し条件をご提示ください。	詳細は、要求水準書（案）に示します。
51	3	第1	1	(5)	③	栄川ポンプ場及び鶴の島ポンプ場の施設の撤去業務	撤去に際しての周辺住民等の取り決めや制約条件があれば御提示願います。	詳細は、要求水準書（案）に示します。
52	3	第1	1	(5)	④	栄川ポンプ場及び鶴の島ポンプ場の跡地利用（売却等も含む）業務	本事業の玉川ポンプ場の設計、建設、運転管理とは直接関連が無いように思われるため、事業範囲外としては如何でしょうか。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
53	3	第1	1	(5)	④	栄川ポンプ場及び鶺の島ポンプ場の跡地利用（売却等も含む）業務	跡地利用業務とは具体的にどのような業務をお考えでしょうか。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
54	3	第1	1	(5)	④	栄川ポンプ場及び鶺の島ポンプ場の跡地利用（売却等も含む）業務	「跡地利用業務」も同じSPCで運営を実施するとの理解で良いでしょうか。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
55	3	第1	1	(5)	④	栄川ポンプ場及び鶺の島ポンプ場の跡地利用（売却等も含む）業務	「跡地利用業務」をSPCで実施する場合、跡地利用業務分の損益管理、リスク管理などが追加的に発生し、SPCの本来業務であるポンプ場の建設・維持管理運営事業に影響を与える為、本事業範囲から除外して頂くようお願い致します。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
56	3	第1	1	(5)	④	栄川ポンプ場及び鶺の島ポンプ場の跡地利用	跡地利用で売却を含むとあるのは、SPCが売却を受けた場合の業務でしょうか。すなわちSPCが他への売却の提案をした場合跡地利用業務は発生しないと考えてよろしいでしょうか。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
57	3	第1	1	(5)	④	栄川ポンプ場及び鶺の島ポンプ場の跡地利用（売却等も含む）業務	跡地利用業務に関しては、「はじめに」の頁で事業者提案があった場合のみとの記載があることから、提案審査の対象外と考えてよろしいでしょうか。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
58	3	第1	1	(5)	④	栄川ポンプ場及び鶺の島ポンプ場の跡地利用業務	跡地利用については、既存施設の解体撤去後、更地引渡しても構わないでしょうか。ご教示願います。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
59	3	第1	1	(5)	④	栄川ポンプ場及び鶺の島ポンプ場の跡地利用業務	跡地利用業務について、売却とした場合の売買契約当事者は市になるとの理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
60	3	第1	1	(5)	④	栄川ポンプ場及び鶺の島ポンプ場の跡地利用業務	「栄川ポンプ場及び鶺の島ポンプ場の跡地利用（売却等も含む）業務」とありますが、賃貸の場合、売却の場合に賃料、売却額のそれぞれに金額基準は設けられるのでしょうか。ご教示願います。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
61	3	第1	1	(5)	④	栄川ポンプ場及び鶺の島ポンプ場の跡地利用業務	「栄川ポンプ場及び鶺の島ポンプ場の跡地利用（売却等も含む）業務」とありますが、賃貸利用の場合、跡地利用の事業期間は維持管理期間と同じ期間なのでしょうか。ご教示願います。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
62	3	第1	1	(5)	④	栄川ポンプ場及び鶺の島ポンプ場の跡地利用業務	「栄川ポンプ場及び鶺の島ポンプ場の跡地利用（売却等も含む）業務」とありますが、賃貸利用の場合、賃貸契約は市とSPC間で締結し、SPCと跡地利用者間で転貸契約を締結することになるのでしょうか。ご教示願います。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
63	3	第1	1	(5)	④	栄川ポンプ場及び鶺の島ポンプ場の跡地利用（売却等も含む）業務	跡地利用はポンプ場整備運営事業と質の異なる不動産事業です。事業着手がポンプ場解体後の1～2年後となる不動産事業の提案を求めても、実施時には市況が大きく変化しており、市・民間双方にとってデメリットが大きいものと考えます。つきましては、本事業とは切り分け、8～9年後に別途公募を行うことが合理的かと存じます。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
64	3	第1	1	(5)	④	栄川ポンプ場及び鶺の島ポンプ場の跡地利用（売却等も含む）業務	跡地利用は売却・借地・運営受託等様々な可能性が考えられます。民間としては、良い提案を行うために官民共同事業とし、市の財政負担を求める可能性もあります。様々な活用の場合に応じた提案の評価基準の設定が肝要かと存じますが、現在想定されている評価基準をご教示ください。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
65	3	第1	1	(5)	④	栄川ポンプ場及び鶺の島ポンプ場の跡地利用（売却等も含む）業務	跡地利用の提案を行うと必ず加点されるのでしょうか。提案内容によっては零点もしくは減点すべき内容もあるのではないのでしょうか。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
66	3	第1	1	(5)	④	栄川ポンプ場及び鶺の島ポンプ場の跡地利用（売却等も含む）業務	跡地利用を行う事業者は構成員としてSPCに出資する義務を負うのでしょうか。ポンプ場整備運営事業と跡地利用は質の異なる事業であるため、跡地利用を行う事業者にはポンプ場整備運営事業のリスク判断・出資判断ができないものと思われ、出資義務を伴うとなれば二の足を踏む事業者も多いのではないのでしょうか。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
67	3	第1	1	(5)	④	栄川ポンプ場及び鶺の島ポンプ場の跡地利用（売却等も含む）業務	跡地利用を提案する場合、SPCが土地を買い取るのでしょうか。借地料を支払い、跡地利用を提案することは可能でしょうか。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
68	3	第1	1	(5)	④	事業概要	跡地利用（売却等も含む）とありますが、跡地を売却することを想定されているのでしょうか。具体的に想定されているものがあればご教示ください。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
69	3	第1	1	(6)		事業方式	「・・・提案内容に応じてその維持管理業務も行うものとする。」とありますが、「その維持管理業務」とはどのようなことを想定していますか。また、その維持管理業務は本事業に含まれますか。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
70	3	第1	1	(6)		事業方式－跡地利用	「その跡地利用についても提案を行うことができ、提案内容に応じてその維持管理業務も行うものとする。」とあります。跡地利用の提案（有無を含む）により、コストが一樣に評価できない可能性があるため、評価の対象外とした方がよいのではないのでしょうか。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
71	3	第1	1	(6)		事業方式	跡地利用については「提案内容に応じてその維持管理業務も行うものとする」とありますが、維持管理業務も提案することができる、との理解でよろしいのでしょうか。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
72	3	第1	1	(6)		事業方式	跡地利用については「提案内容に応じてその維持管理業務も行うものとする」とありますが、維持管理業務を行う場合のコストは入札額には算入しないとの理解でよろしいのでしょうか。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
73	3	第1	1	(6)		事業方式	「跡地利用についても提案を行うことができ、提案内容に応じてその維持管理業務も行うものとする。」とありますが、これらの維持管理費も提案時に見込むこととなるのでしょうか。また、跡地利用の提案を行わない場合は、維持管理業務は含まないとの理解でよろしいのでしょうか。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
74	3	第1	1	(7)	①	本事業の事業期間	瑕疵担保期間とは、どのくらいの期間とお考えかご教示願います。	民法及び公共工事標準請負契約約款の規定に準拠しますが、詳細は事業契約書（案）に示します。
75	3	第1	1	(7)	①	本事業の事業期間	設計・建設期間を事業者提案で短縮した場合、事業者選定基準にてどの程度の短縮であると評価対象になるとお考えかご教示願います。	評価の具体的な内容についてはお答えしません。
76	3	第1	1	(7)	①	本事業の事業期間	設計・建設期間に関して「事業者提案により、短縮は可能である」とありますが、記載されている通り、供用開始時期が早まって維持管理期間の20年は変わらないとのことよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	4	第1	1	(7)	①	本事業の事業期間	旧ポンプ場の撤去工事に期間の制約はあるのでしょうか。	詳細は、要求水準書（案）に示します。
78	4	第1	1	(7)	①	本事業の事業期間	工期短縮の単位は月単位でしょうか。	月単位を想定しています。
79	4	第1	1	(7)	①	本事業の事業期間	維持管理期間に係る脚注に「排水区域ごとに供用開始日が異なる場合には、最も遅く供用開始を行った区域の供用開始日から20年間の維持管理期間をとる。」とありますが、最も早く供用開始を行った区域については、20年を超えて維持管理業務の対価が支払われるとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	4	第1	1	(7)	①	欄外 4	「排水区域ごとに供用開始日が異なる場合は」とありますが、その場合の維持管理業務に係る対価は、水量が少なくなりますが一括供用した場合と同様の金額を計上して良いのでしょうか。	対価をどのように算定するかは応募者の自由です。市は、経済性に関して、あくまでVFMの大小によって評価を行います。
81	4	第1	1	(7)	②	本事業期間の延長	「市と事業者が合意した場合、本事業期間の延長を行うことができる」との事ですが、ご想定の間延長期間をご教示ください。	3年～5年を想定しています。
82	4	第1	1	(7)	②	本事業期間の延長	期間の延長は、維持管理期間が対象と考えております。このような理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	4	第1	1	(7)	②	本事業期間の延長	「・・・市と事業者が合意した場合、本事業期間の延長を行うことができる。・・・」とありますが、本事業を延長する業務は維持管理業務であるため、事業者（SPC）でなく、事業者を構成している維持管理企業との契約により延長することは可能でしょうか。	たとえ業務内容が維持管理業務であったとしても、別法人との契約は延長に当たらないため、不可能です。
84	4	第1	1	(7)	②	本事業期間の延長	「・・・市と事業者が合意した場合、本事業期間の延長を行うことができる。・・・」とありますが、本事業を延長する業務は維持管理業務であるため、事業者でなく、事業者を構成している維持管理企業との契約により延長することは可能でしょうか。	たとえ業務内容が維持管理業務であったとしても、別法人との契約は延長に当たらないため、不可能です。
85	4	第1	1	(7)	②	本事業期間の延長	本事業期間の延長とは、どの程度の延長を念頭にされているのでしょうか。	3年～5年を想定しています。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
86	4	第1	1	(7)	②	本事業期間の延長	事業期間を延長される際には、SPCの出資者の変更等は認められるとのことでしょうか。	市との協議により認めることがあります。
87	4	第1	1	(7)	②	本事業期間の延長	「事業契約に定める理由によって・・・事業期間の延長を行うことができる」とありますが、SPCの存続期間（＝出資金及び利益剰余金の回収時期）も変わり得るといことなのでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
88	4	第1	1	(7)	②	本事業期間の延長	「事業契約に定める事由」とは、どのようなものを想定しているのでしょうか。	事業者側の成果が一定水準以上であることを想定しています。すなわち、期間の延長が市及び事業者の双方にとってメリットとなることが期待できる場合を想定しています。
89	4	第1	1	(7)	②	本事業期間の延長	”本事業期間の延長”について記載がありますが、合意延長の条件を現時点で考えられていますか。また、期間の延長により維持管理費が増加すると考えられますが、その費用はどのように考えられていますか。	合意延長の条件は、市としては事業者側の成果が一定水準以上であった場合を考えております。また、委託期間満了の1年前に見積金額を提出して頂くことを想定しています。
90	4	第1	1	(8)		事業者の収入	予定価格やその算出方法の公表はあると考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	予定価格ではなく、提案上限額を公表します。
91	4	第1	1	(8)		事業者の収入	前払金の支払いは、予定されているのでしょうか。	本事業においては、工事代金の一部を前払金として支出することを想定しております。詳細は、事業契約書（案）に示します。
92	4	第1	1	(8)		事業者の収入	SPCを設立し本業務を運営するためには、SPCの設立時には設立関係の費用、各種契約書に添付する印紙代及び履行保証保険料等が、設計・建設期間中にはSPCの運営費用、決算に係る税理士への報酬及び法人税等が必要となります。これらの費用について、市は事業者に対しどのようにお支払いされる予定でしょうか。	「(8)事業者の収入」以外に別途支払うことはありません。よって、全て見積時に勘案してください。
93	4	第1	1	(8)	①	事業者の収入	設計・建設に係る対価について、前払金はあるのでしょうか。もしあるのであれば、それは設計・建設に係る対価の何%になるのでしょうか。	本事業においては、工事代金の一部を前払金として支出することを想定しております。詳細は、事業契約書（案）に示します。
94	4	第1	1	(8)	①	設計・建設に係る対価	「インフレスライド条項」の詳細な条件をご教示下さい。特に、参照する指数等を明らかにして頂きますようお願いいたします。	詳細は、事業契約書（案）に示します。
95	4	第1	1	(8)	①	設計・建設に係る対価	「施設の引き渡しには、残額を全て支払う」とされていることから、事業者の提案で工期を短縮した場合は、市が指定する年度当たりの上限額についてはその時は精算額に変更されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	4	第1	1	(8)	①	設計・建設に係る対価	設計に関しては、設計・建設期間の早い段階で完了しますが、出来高100%分支払われるのが建設終了後だと、完了して6～7年後になります。設計完了段階で設計分出来高100%の支払いをいただくことは可能でしょうか。	設計完了段階で設計分出来高100%を支払うことは考えておりません。詳細は、事業契約（案）に示します。
97	4	第1	1	(8)	①	設計・建設に係る対価	市が指定する年度あたりの上限額は、事業者の提案により工期短縮された場合には各年度の上限額も変わるとのことでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	4	第1	1	(8)	①	設計・建設に係る対価	年度毎に支払われるとありますが、3カ月毎、半年毎等のように支払サイクルを短縮することは可能でしょうか。支払サイクルを短くすることにより、建設企業等の建替え金利等を考慮すると、さらなるVFMの向上につながると考えます。	中間払いと年度末払いを想定しておりますが、詳細は事業契約書（案）に示します。
99	4	第1	1	(8)	①	設計・建設に係る対価	「施設の引渡し時には、残額をすべて支払うものとする」とありますが、設計・建設期間が早期に完了した場合には、その前倒しとなった施設の引渡し時点で残額が支払われるとの理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
100	4	第1	1	(8)	①	設計・建設に係る対価	「インフレスライド条項を適用する」とありますが、本条項は「宇部市工事請負契約書第25条6項」が適用されるものとの理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。	詳細は、事業契約書（案）に示します。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
101	4	第1	1	(8)	①	設計・建設に係る対価	「市は、事業者に対して、玉川ポンプ場及び合流幹線管渠の設計・建設業務に係る対価（撤去設計及び撤去業務に対する対価を含む。以下同じ。）を市が指定する年度あたりの上限額の範囲内で支払うものとする。」とありますが、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう）の保証を条件として、工事代金の一部を前払金として支出する旨のご検討をいただけないでしょうか。 なお、前払金を支出することによって公共発注者としては本事業の適正な施工や運営の確保、設計金額の縮減が可能となり、事業者にとっても資金調達により容易になることから、本事業への応募者が増加し、競争原理が一層働くことで応札額の低下を図ることが期待できると思われれます。	本事業においては、工事代金の一部を前払金として支出することを想定しております。詳細は、事業契約書（案）に示します。
102	4	第1	1	(8)	①	設計・建設に係る対価	「市が指定する年度あたりの上限額」とは、いつ、どのように算出されるのでしょうか。	募集要項等の公表時に示します。
103	4	第1	1	(8)	①	設計・建設に係る対価	”年度ごとの支払額は出来高の10分の9で、施設の引き渡し時に残額を払う”とありますが、実施設計終了時点で設計相当額10分の10ということは考えられないのでしょうか。	設計完了段階で設計分出来高100%を支払うことは考えておりません。詳細は、事業契約（案）に示します。
104	4	第1	1	(8)	①	設計・建設に係る対価	設計業務及び建設業務の年度ごとの出来高は提案時に提示するとの理解でよろしいでしょうか。その場合、受注後、設計や工事計画の精査により提案時の出来高から変更になる場合が予想されます。その際は変更内容にて支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	年度ごとの出来高については、ご理解のとおりです。また、支払については基本的には変更内容にて支払う予定ですが、債務負担行為の設定に議会の議決が必要となる場合もあるため、全ての変更に応じた支払いができない可能性もあります。
105	4	第1	1	(8)	①	設計・建設に係る対価	国の交付金制度を活用する予定とありますが、交付金が活用できない場合でも支払条件は変わらないという理解でよろしいでしょうか。	交付金が活用できないケースは想定していません。
106	4	第1	1	(8)	①	設計・建設に係る対価	「必要な資料の作成等の協力」とはどのような資料を想定し、どのような協力方法を想定されているのでしょうか。	交付金の申請に必要な設計図書、工事図面、参考資料等の作成及び資料提出を想定しています。
107	4	第1	1	(8)	②	維持管理業務に係る対価	「物価変動による改定」の詳細な条件をご教示下さい。特に、参照する指数等を明らかにして頂きますようお願いいたします。	詳細は、事業契約書（案）に示します。
108	4	第1	1	(8)	②	維持管理業務に係る対価	下水道ストックマネジメント支援制度への具体的な協力範囲をお示し頂けますようお願いいたします。	申請行為以外の改築計画一式とします。
109	4	第1	1	(8)	②	維持管理業務に係る対価	跡地利用を提案した場合、借地は無償貸付いただけるのでしょうか。それとも貴市からの跡地利用に対する対価と相殺されるのでしょうか。また、その場合、借地料の提示をお願いします。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
110	4	第1	1	(8)	②	維持管理業務に係る対価	維持管理業務に対する対価は、事業者が事前に作成した維持管理計画に従い支払われると考えますが、設備の突発的な異常（別紙-2 施設・備品の損傷リスク 5-7 通常劣化によるもの以外：落雷による電気機器故障など）は増額対象となると考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	不可抗力リスク（No.31）に該当する場合には、一定範囲を超えるリスクは市側の負担となります。なお、維持管理業務の中で増額対応するかは、故障規模により異なります。
111	4	第1	1	(8)	②	維持管理業務に係る対価	「雨水ポンプ運転のための動員日数が事業契約に定めた一定日数を超えた場合など」とありますが、要求水準書（案）にて具体的な数値が公表されると考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	4	第1	1	(8)	②	維持管理業務に係る対価	維持管理計画の策定方法について、指定はございますでしょうか。	特段ありません。
113	4	第1	1	(8)	②	維持管理業務に係る対価	「・・・なお、修繕業務及び改築に関する計画業務については、事業者の提案にしたがい、事業年度ごとにその対価を支払う」とありますが、これは修繕や改築により発生する事業費は本事業とは別にお支払いいただけるものと考えて宜しいですか。	修繕費については、本事業の対価として支払いますが、詳細は要求水準書（案）に示します。なお、改築の業務は、本事業の対象外です。
114	4	第1	1	(8)	②	維持管理業務に係る対価	「跡地利用に対する対価を含む」とありますが、どのような業務に対する対価をお考えでしょうか。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
115	4	第1	1	(8)	②	維持管理業務に係る対価	「跡地利用に対する対価を含む」とありますが、跡地利用に対する業務は事業者による独立採算事業ではなく、貴市からの業務委託として対価が支払われると考えればよろしいでしょうか。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
116	4	第1	1	(8)	②	維持管理業務に係る対価	雨水ポンプ運転のための動員日数については要求水準書等により提案の前提となる日数が示されるとのことでしょうか？ 応募者による日数の提案では価格評価等が不明確になるとともに、事業者への過大なリスクとなることも考えられます。	ご理解のとおりです。
117	4	第1	1	(8)	②	維持管理業務に係る対価	「維持管理業務に係る対価（跡地利用に対する対価を含む）」とありますが、跡地利用による収益をSPCの収入とし、その収入分を市からSPCに支払う維持管理業務に係る対価から減額するということなのでしょうか。ご教示願います。	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
118	4	第1	1	(8)	②	維持管理業務に係る対価	「修繕業務及び改築に関する計画業務については・・・事業年度ごとにその対価を支払う」とありますが、修繕業務及び改築に関する計画業務が複数年度にわたる場合、「①設計・建設に係る対価」に記載の「年度ごとの支払額は、該当する年度の出来高の10分の9を超えることはできない」旨、適用されるのでしょうか。ご教示願います。	維持管理業務に係る対価については、事業年度ごとに全額支払います。
119	4	第1	1	(8)	②	維持管理業務に係る対価	四半期に1回の支払い時期をご教示下さい。	6.9.12.3月請求の翌月払いを想定しています。
120	4	第1	1	(8)	②	維持管理業務に係る対価	下水道ストックマネジメント支援制度に基づく交付金の対象となる改築業務について、市が交付金を收受できるように協力することとありますが、具体的な内容をご教示下さい。	申請行為以外の改築計画一式とします。
121	4	第1	1	(8)	②	維持管理業務に係る対価	「雨水ポンプ運転のための動員日数が事業契約に定めた一定日数を超えた場合など」の「など」とは、どのようなものを想定していますか。	事業者側の瑕疵以外による緊急対応（落雷による停電対応等）により増員が必要となった場合を想定しています。
122	4	第1	1	(8)	②	維持管理業務に係る対価	修繕・改築に関する事業費は提案時に見込むこととなるのでしょうか。	修繕は含みますが、改築に関しては含みません。
123	4	第1	1	(8)	②	維持管理業務に係る対価	「雨水ポンプ運転のための動員日数が事業契約に定めた一定日数を超えた場合などには、対価を増額させる。」とありますが、事業契約に定める一定日数の算出方法についてご教示ください。また、基準とする降雨日数、降雨量は要求水準書で示されるものと考えてよろしいでしょうか。	雨水ポンプ運転のための動員日数は、要求水準書（案）に示します。なお、現時点では、降雨量を示す予定はありません。
124	5	第1	1	(9)	①	市所有の資産等	「本来の機能を満たしている状態」とありますが、その定義をより詳細にお示し頂けますようお願いいたします。	経年劣化は考慮した上で、その施設が発揮すべき性能を発揮できる状態と考えています。
125	5	第1	1	(9)	①	市所有の資産等	「事業期間の終了時において本事業の対象施設を、本来の機能を満たしている状態に保持しなければならない」とある一方で、事業期間終了時期が設備によって更新時期とも重なることもあり得ます。この場合、「本来の機能を満たしている状態」であれば、事業期間終了直前に大規模修繕・更新等により設備を新品水準にすることまでは求めているという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	5	第1	1	(9)	①	市所有の資産等	「事業期間の終了時において本事業の対象施設を、本来の機能を満たしている状態に保持しなければならない」とありますが、事業期間終了後の機能保証を含んでいないという理解で良いでしょうか。	経年劣化は考慮した上で、その施設が発揮すべき性能を発揮できる状態と考えています。
127	5	第1	1	(9)	①	市所有の資産等	「保全管理業務を適切に・・・本来の機能を満たしている状態に保持しなければならない」との事ですが、適切な保全管理を行っても経年劣化は生じまますので、ご勘案ください。	経年劣化は考慮した上で、その施設が発揮すべき性能を発揮できる状態と考えています。
128	5	第1	1	(9)	①	市所有の資産等	「保全管理業務を適切に・・・本来の機能を満たしている状態に保持しなければならない」について、具体的な基準をご明示願います。（要求水準書数値満足等）	詳細は、要求水準書（案）に示します。
129	5	第1	1	(9)	①	市所有の資産等	「本来の機能を満たしている状態」と記載がありますが、引き渡し時点で「支障なく運転できる状態」との解釈で良いでしょうか。	経年劣化は考慮した上で、その施設が発揮すべき性能を発揮できる状態と考えています。
130	5	第1	1	(9)	①	市所有の資産等	「本来の機能を満たしている状態」で引き渡す範囲はP17表4 業務概要に示す「ポンプ棟」と「吐口」の施設であるとの解釈で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	5	第1	1	(9)	①	市所有の資産等	保全管理業務の実施内容に関しては、要求水準で規定されますか。また、事業期間終了時に本来の機能を満たしている状態に保持しているか否かは、第三者機関による診断結果が必要でしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、特に予定しておりませんが、事業者からの提案事項とします。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
132	5	第1	1	(9)	①	市所有の資産等	「本来の機能を満たしている状態に保持」とありますが、事業期間の終了時において、経年劣化が生じていても本来の機能を満たしていればよいと考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	5	第1	1	(9)	①	市所有の資産等	本来の機能を満たしている状態に保持」とは、適正な維持管理が行われている状況において、通常の使用によって生じる摩耗および腐食（インペラの減摩耗、除塵機の腐食など）などは、上記の対象には含まれないと考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	5	第1	1	(9)	①	市所有の資産等	「・・・本事業の施設を、本来の機能を満たしている状態に保持しなければならない」とありますが、維持管理業務が20年間となっており、設備・建築物の経年劣化により機能が満たされない可能性があります。どの程度保持する必要がありますか？	経年劣化は考慮した上で、その施設が発揮すべき性能を発揮できる状態と考えています。
135	5	第1	1	(9)	①	市所有の資産等	「・・・本事業の施設を、本来の機能を満たしている状態に保持しなければならない」とありますが、保持のための修繕・改築は本事業とは別にお支払い頂けるものと考えて宜しいですか。	修繕費については、本事業の対価として支払いますが、詳細は要求水準書（案）に示します。なお、改築の業務は、本事業の対象外です。
136	5	第1	1	(9)	①	市所有の資産等	「事業期間終了時において、本来の機能を満たしている状態に保持しなければならない」とありますが、事業者にて保全管理業務を行わない合流幹線函渠は含まないとのことよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	5	第1	1	(9)	①	市所有の資産等	「事業期間の終了時において本事業の対象施設を、本来の機能を満たしている状態に保持しなければならない」とありますが、「本来の機能を満たしている状態」とは、どのような基準で判断されるのでしょうか。ご教示願います。	経年劣化は考慮した上で、その施設が発揮すべき性能を発揮できる状態と考えています。
138	5	第1	1	(9)	①	市所有の資産等	「事業期間の終了時において・・・本来の機能を満たしている状態」でなかった場合には、どのような対応が必要になるのでしょうか。ご教示願います。	市はSPCに対して、修補等の措置を求めます。
139	5	第1	1	(9)	①	市所有の資産等	事業期間終了時において、本来の機能を満たしている状態に保持しなければならないとありますが、判断基準を御教示願います。	経年劣化は考慮した上で、その施設が発揮すべき性能を発揮できる状態と考えています。
140	5	第1	1	(9)	①	市所有の資産等	「保全管理業務を適切に行うことにより、事業期間の終了時において本事業の対象施設を、本来の機能を満たしている状態に保持しなければならない。」とありますが、対象施設とは保全管理業務の対象施設との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
141	5	第1	1	(9)	①	市所有の資産等	「保全管理業務を適切に行うことにより、事業期間の終了時において本事業の対象施設を、本来の機能を満たしている状態に保持しなければならない。」とありますが、本来の機能を満たしている状態とは、P16表3「施設能力」に記載されている能力を満たしている状態との理解でよろしいでしょうか。	経年劣化は考慮した上で、その施設が発揮すべき性能を発揮できる状態と考えています。
142	5	第1	1	(9)	①	市所有の資産等	「本来の機能を満たしている状態」とは具体的にどのような状態をいいますか。その場合、経年劣化、外観の損傷等は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	経年劣化は考慮した上で、その施設が発揮すべき性能を発揮できる状態と考えています。
143	5	第1	1	(9)	②	事業者所有の資産等	長期にわたる事業期間の中で、事業者判断で導入した運転管理システムや計測器類などで、事業期間終了後も貴市が必要と認められたものの時価による買取は可能でしょうか。	維持管理期間中に事業者の負担により導入したシステム及び計測機器類については、事業期間終了後、市が必要と認めた場合または引継業者が必要とした場合には時価による買取を行う場合もあると考えます。ただし、業務提案時に導入したものについては、市の資産と考え、移管されるものとなります。
144	5	第1	1	(9)	②	事業者所有の資産等	「本事業用地内に所有する資産」と記載がありますが、具体的に想定している対象資産が有ればご提示ください。	維持管理業務に必要な機械・器具・備品等を想定しています。
145	5	第1	1	(9)	③	業務の引き継ぎ	業務の引き継ぎ先が決まる時期と、市との協議開始時期を明記してください。	業務の引き継ぎ先に関しては、現段階は未定です。なお、業務の引き継ぎに要する期間は概ね3か月を想定していますが、それ以上に必要ということであれば、業務提案時に事業者として何か月引き継ぎ期間を設けるという内容を記載して頂ければと考えます。
146	5	第1	1	(9)	③	業務の引き継ぎ	「第三者への業務の引き継ぎ」の履行確認手段を明示してください。	運転に関するマニュアルの開示を念頭に置いています。詳細は、要求水準書（案）に示します。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
147	5	第1	1	(9)	③	業務の引継ぎ	引継ぎに要する期間は、事業者の提案により設定することになるのでしょうか。ご教示願います。	業務の引き継ぎに要する期間は概ね3か月を想定していますが、それ以上に必要ということであれば、業務提案時に事業者として何か月引き継ぎ期間を設けるという内容を記載して頂ければと考えます。
148	5	第1	1	(9)	③	業務の引継ぎ	「本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない」とありますが、事業者の責任は善管注意義務の範囲内との理解で宜しいでしょうか。市または市の指定する第三者の能力等に起因する事業者負担の増大は免責されるとの理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
149	5	第1	2	(1)		選定基準	募集要項等で公表される具体的な選定基準では、価格点と技術点の具体的な割合が示されると考えてよろしいでしょうか。	優先交渉権者選定基準については、大項目又は中項目ごとの配点は公表する予定です。
150	5	第1	2	(1)		選定基準	「効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合」とありますが、判断基準は要求水準書（案）にて具体的な方法または数値が公表されると考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	特定事業の選定基準に関するものであり、要求水準書（案）に示すものではありません。
151	5	第1	2	(1)		選定基準	”市の財政負担”は、要求水準書に提示されるものと考えてよろしいでしょうか。	特定事業の選定・公表時に示します。
152	5	第1	2	(1)		選定基準	「公共サービスの水準の向上」について、具体的にご教示ください。	文言のとおりです。
153	5	第1	2	(1)	②	選定基準	「公共サービスの水準の向上」と記載がありますが、本事業における「公共サービス」の定義とは何を指すのでしょうか。	市が住民へ提供する下水道事業に係わるサービス全般を示しています。
154	5	第1	2	(1)		選定方法	”将来の費用と見込まれる財政負担の総額”とは、維持管理費と修繕・改築費用と考えてよろしいでしょうか。	市が負担する総額です。
155	5	第1	2	(2)	①	選定方法	「現在価値に換算」とありますが、割引率はどの時点で指定されるのでしょうか。ご教示願います。	特定事業の選定においては、割引き計算をおこなって現在価値に換算します。なお、提案の見積金額は現在価値化は行いません。
156	5	第1	2	(2)	②	選定方法	「サービスの水準は、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。」とありますが、具体例があればご提示ください。	具体的な例は示しません。
157	5	第1	2	(3)		選定結果の公表	「特定事業として選定しない」とありますが、表1事業者の募集・選定スケジュール（予定）のどの時期において決定すると思われるのか御教授ください。	P6の表1の「特定事業の選定・公表」時です。
158	5	第1	2	(3)		選定結果の公表	本事業の予定価格は公表されるのでしょうか。また、最低制限価格は設定されるのでしょうか。ご教示願います。	予定価格ではなく、提案上限額を公表します。それ以外は未定です。
159	6	第2	1			募集及び選定方法	競争的対話は、応募者毎に複数回の対話（いわゆる個別対話）により行われるのでしょうか。また、競争的対話を行う前に、市と応募者は守秘義務契約等を締結する予定でしょうか。	前段については、個別対話によって行います。後段については、守秘義務契約の締結等、企業のノウハウが漏れないように十分に配慮します。
160	6	第2	2			募集及び選定スケジュール（予定）	参加資格等に関する質問回答が明確化された後に参加表明書の提出が望ましいと考えます。そのため、参加表明書、資格審査書類の受付期間は、募集要項等に関する質問回答後のほうが望ましいと思われまます。	そのように変更します。
161	6	第2	2			募集及び選定スケジュール（予定）	提案書の様式や記載事項は平成28年12月下旬の募集要項等の公表時と想定しますが、提案書作成工程を踏まえ、提案書の様式等は、1か月ほど前倒して公表頂けないでしょうか。	募集要項等の公表前に提示することは考えておりません。
162	6	第2	2			募集及び選定スケジュール（予定）	平成29年6月下旬提出の要求水準書は、市が公表する要求水準書（案）に応募者が提案により修正等を行ったものを要求水準書として、提出すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	6	第2	2			募集及び選定スケジュール（予定）	より良い提案をさせていただくために提案書作成期間はなるべく長く設定いただきたいと思います。提案書の様式や記載内容については可能な限り平成28年12月下旬の募集要項等の公表より前にご提示（公表）いただけましたら幸いです。	募集要項等の公表前に提示することは考えておりません。
164	6	第2	2			募集及び選定スケジュール（予定）	募集要項等に関する質問回答の時期が、参加表明書・資格審査書類の受付期間後になっております。資格審査に関する質問回答結果により参加の可否を判断しなければいけない企業（またはコンソーシアム）もあると想定されるため、参加表明書・資格審査書類の受付前に回答をいただけないでしょうか。	そのように変更します。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
165	6	第2	2			募集及び選定スケジュール	競争的対話の期間が1か月半程設定されておりますが、この期間内で複数回の対話を実施されるとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	6	第2	2			募集及び選定スケジュール(予定)	提案書等の記載事項、様式等は、作成工程を考慮すると時間的に厳しいため、特定事業の選定・公表時には掲示するなど極力前倒しをして頂けないでしょうか。	募集要項等の公表前に提示することは考えておりません。
167	6	第2	2			表1 事業者の募集・選定スケジュール(予定)	競争的対話で疑義が生じた場合の為、競争的対話終了後に要求水準書等に対する質疑応答の機会を設けてください。	要求水準書は最終的には応募者が作成するものであるため、この段階での質疑は必要ないと考えます。
168	6	第2	2			表1 事業者の募集・選定スケジュール(予定)	事業契約書(案)も公表頂き、事業者の意見・質問を述べる機会を設けてください。	事業契約書(案)は、募集要項等に含まれています。
169	6	第2	2			表1 事業者の募集・選定スケジュール(予定)	基本協定締結が平成29年7月下旬、事業契約締結が平成29年8月下旬となっております、この1か月間でSPC設立と理解しておりますが、1か月間でのSPC設立は短いように思います。基本協定締結から事業契約締結の期間をもう少し延ばすことは可能でしょうか。	現時点で変更することは考えておりませんが、今後検討します。
170	6	第2	2			募集及び選定スケジュール(予定)	建設予定地や撤去対象機場の状況確認のため、「要求水準書(案)の公表」から「要求水準書(案)に関する質問・意見の受付期間」までの間に現地見学会の期間を設けていただけないでしょうか。	現地見学については、期間を設けず随時対応します。なお、事前に日程調整等が必要となります。
171	6	第2	2			募集及び選定スケジュール(予定)	募集要項等に関する質問回答の内容を確認し、リスクを特定した上で参加申請を行いたい為、「参加表明書、資格審査書類の受付期間」と「募集要項等に関する質問回答」の時期を逆にしていただけませんか。	そのように変更します。
172	6	第2	2			募集及び選定スケジュール(予定)	「優先交渉者の選定、基本協定の締結」から「事業契約の締結」までの期間で基本協定を締結し、SPCを設立しなければなりません。応募者の事務的負担および貴市との契約条項の協議時間を考えると1か月間は現実的ではありません。2か月間としていただけないでしょうか。	現時点で変更することは考えておりませんが、今後検討します。
173	6	第2	2			募集及び選定スケジュール(予定)	提案書提出前に「競争的対話」がありますが、競争的対話で行う事項と提出書類などについてご教示ください。また提出後におけるプレゼンやヒアリングも実施されると考えてよろしいでしょうか。その場合のスケジュールについてもお示しください。	詳細は、募集要項公表時に示します。
174	6	第2	2			募集及び選定スケジュール(予定)	実施方針及び要求水準(案)の公表時に説明会を開催されるお考えはありますか。	考えておりません。
175	6	第2	2			募集及び選定スケジュール(予定)	「平成28年12月下旬募集要項等の公表」以前に提案書等の記載事項等に関する内容についての公表を頂けるものと考えて宜しいですか。提案書作成期間を確保頂きたい為、前倒し公表もしくは締切日延長等の再考をお願いします。	前倒し公表については考えておりません。
176	6	第2	2			募集及び選定スケジュール(予定)	募集要項等の公表が12月下旬となっておりますが、公表後すぐに年末年始の民間企業としての繁忙期間に入るため、特定事業選定後速やかに募集要項を公表いただけないでしょうか。	変更することは考えておりません。
177	6	第2	2			募集及び選定スケジュール(予定)	募集要項等に関する質問回答が、参加表明書・資格審査書類の受付の後になっておりますが、資格審査に関する質問回答に関しては、該当書類の受付前に回答いただくようお願いできないでしょうか。もしくは、参加資格に関する疑義等に対しては適宜ヒアリング等を受け付けていただけないでしょうか。	前段のように変更します。
178	6	第2	2			募集及び選定スケジュール(予定)	8月下旬の要求水準書(案)公表後に、業務内容等からコンソーシアムメンバーを検討する必要があります。については、参加資格等に関する疑義等については、適宜、貴市へのヒアリング等を受け付けていただけないでしょうか。	参加資格等に関する疑義については、募集要項等の公表以前に回答することは出来ません。
179	6	第2	2			募集及び選定スケジュール(予定)	平成29年7月下旬に優先交渉権者の選定と基本協定締結を行うスケジュールとなっておりますが、基本協定にはSPCへの出資保証等の規定が含まれると思われま。参加民間企業によってはあらかじめ出資等に対する稟議等の手続きが必要になる場合が想定されるため、優先交渉権者選定後から基本協定締結までに一定期間(2~3週間程度)を確保していただけないでしょうか。	現時点で変更することは考えておりませんが、今後検討します。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
180	6	第2	2			募集及び選定スケジュール（予定）	「提案書及び要求水準書の提出」とありますが、要求水準書は貴市から事業者への要求をまとめたものと推察しますが、応募者から提出する要求水準書とはどのようなものを想定されているのでしょうか？応募者として要求水準に到達している提案であることを確認した結果報告書のようなものでしょうか？	たとえば、要求水準書（案）を上回る要求水準書などを想定しています。
181	6	第2	2			募集及び選定スケジュール（予定）	基本協定締結後の1か月後に事業契約締結となっておりますが、本事業の事業契約に伴い議会の承認等は不要であるとのことでよろしいでしょうか。また、優先交渉権者選定及び基本協定締結後にSPCを設立する必要があります。最低でも1か月の猶予期間をいただけないでしょうか。	議会の議決は不要です。後段について、現時点で変更することは考えておりませんが、今後検討します。
182	6	第2	2			募集及び選定スケジュール（予定）	提案書の様式や記載事項は平成28年12月下旬の募集要項等の公表時と変わりますが、提案書作成工程を踏まえて提案書の様式等は、1か月ほど事前に公表してもらえませんか？	募集要項等の公表前に提示することは考えておりません。
183	6	第2	2			募集及び選定スケジュール（予定） 要求水準書	平成28年8月下旬に要求水準書（案）が公表された後、平成29年6月下旬に要求水準書の提出期限となっておりますが、提出する要求水準書は、事業者が提案内容を元に仕様を取りまとめたものとの理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりですが、市が示す要求水準書（案）をベースにしてください。
184	6	第2	2			募集及び選定スケジュール（予定）	平成29年6月下旬に「提案書及び要求水準書の提出期限」とありますが、審査の対象となる要求水準書の概要について、具体的にご教示ください。	市が示す要求水準書（案）をベースにしてください。
185	6	第2	2			募集及び選定スケジュール（予定） 表1 事業者の募集・選定スケジュール	スケジュールの平成29年6月下旬に”提案書及び要求水準書の提出”とありますが、事業者が提出する要求水準書はどのようなものでしょうか。	市が示す要求水準書（案）をベースに事業者が修正するものです。
186	7~11	第2	3			応募者の参加資格要件	SPCに配置が必要な技術者の資格要件と期間を提示願います。設計・建設期間と維持管理期間の両方についてご教示願います。	募集要項等の公表時に、必要な技術者の資格要件等を示します。
187	7	第2	3	(1)		応募者の構成	構成員、協力企業の追加・変更の可否について制約はありますか。	P8の⑧に記載のとおりです。
188	7	第2	3	(1)	②	SPCの設立	資本金の額について、制約はありますか。	資本金額に制約はありません。
189	7	第2	3	(1)	②	特別目的会社	特別目的会社(SPC)を設立するとありますが、SPCの資本金は最低どの程度を想定されているのか、御教示願います。	資本金額に制約はありません。
190	7	第2	3	(1)	② ⑤	SPCの設立と出資比率	建設期間（8年間）と維持管理期間（20年間）では事業の主体が変わることから、コンソーシアムの代表企業（SPCへ最大出資する企業）を当初は建設企業として途中から維持管理企業とするなど、変更可能としていただけないでしょうか。	代表企業の変更を認めるように修正します。ただし、原則としてコンソーシアム構成員が全ての株式を譲渡するようなことは認めません。また、事業の安定性を確保するため、代表企業の実績等にある程度の要件を定める予定です。
191	7	第2	3	(1)	④	応募者の構成	「代表企業」とは、どの工種もしくは業種を担う企業を指しているのでしょうか。	指定していません。
192	7	第2	3	(1)	⑤	応募者の構成	「なお、事業期間中の出資比率又は議決権比率の変更については、市との協議により認めることがある。」とありますが、設計・建設期間から維持管理期間に移行するに際し、コンソーシアム構成員の間でSPCへの出資比率を変更し、代表企業を変更することは可能との理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。	代表企業の変更を認めるように修正します。ただし、原則としてコンソーシアム構成員がすべての株式を譲渡するようなことは認めません。また、事業の安定性を確保するため、代表企業の実績等にある程度の要件を定める予定です。
193	7	第2	3	(1)	⑤	応募者の構成	「事業期間中の出資比率又は議決権比率の変更については、市との協議により認めることがある」とありますが、設計・建設期間と維持管理期間、それぞれにおいて、代表企業及び出資比率を変更する提案は可能との理解でよろしいでしょうか。	代表企業の変更を認めるように修正します。ただし、原則としてコンソーシアム構成員がすべての株式を譲渡するようなことは認めません。また、事業の安定性を確保するため、代表企業の実績等にある程度の要件を定める予定です。
194	7	第2	3	(1)	⑤	事業期間中の出資比率又は議決権比率の変更	建設期間と保全期間では主体的業務は明らかに異なる企業が行いますので、貴市におかれましては、出資比率、議決権比率の変更を認めていただきたく、ご考慮願います。	代表企業の変更を認めるように修正します。ただし、原則としてコンソーシアム構成員が全ての株式を譲渡するようなことは認めません。また、事業の安定性を確保するため、代表企業の実績等にある程度の要件を定める予定です。
195	7	第2	3	(1)	⑤	出資比率変更	事業の段階により代表企業が交代することが効率的で円滑な事業運営を行うことが考えられますが、出資比率の変更により事業期間中に代表企業が変わることは可能ですか。	代表企業の変更を認めるように修正します。ただし、原則としてコンソーシアム構成員が全ての株式を譲渡するようなことは認めません。また、事業の安定性を確保するため、代表企業の実績等にある程度の要件を定める予定です。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
196	7	第2	3	(1)	⑤	応募者の構成	「市との協議により認めることがある」とのことですが、認める場合又は認めない場合の基準を明記してください。	代表企業の変更を認めるように修正します。ただし、原則としてコンソーシアム構成員が全ての株式を譲渡するようなことは認めません。また、事業の安定性を確保するため、代表企業の実績等にある程度の要件を定める予定です。
197	7	第2	3	(1)	⑤	応募者の構成	SPCへの出資金額（発行株式額）については、事業者によって適切に決定することが前提であり、貴市より出資金の指定（上限・下限共に）はないとの理解でよろしいでしょうか。SPCへの出資金については、より効率的な投資の考え方、確実なリスクへの対応等から検討するべきであり、それが高いVFMを生み出しながら、民間事業者のモチベーションを保ちつつ、事業の安定性につながると考えられます。	出資の金額やSPCの資本金額に要件はありません。
198	7	第2	3	(1)	⑥	応募者の構成	「他の応募者の構成員として重複参加できない」とありますが、協力企業としてなら可能とのことでしょうか？	「・・・他の応募者の構成員又は協力企業として重複参加できない・・・」に訂正します。
199	7	第2	3	(1)	⑥	応募者の構成	「他の応募者の構成員として重複参加はできない」は、応募時のルールとして理解できますが、事業実施時には他グループに属していた企業を下請させることも不可となるのでしょうか。	下請企業に関しては、一切制限していません。
200	8	第2	3	(2)	⑥	コンソーシアム構成員及び協力企業に共通の参加資格	コンソーシアム組成にあたり、どの企業が該当するか確認するためにも、事業者選定委員会の委員を早期に公表下さい。	実施方針に示します。
201	8	第2	3	(2)	⑥	コンソーシアム構成員及び協力企業に共通の参加資格	事業者選定委員会の委員について早期に公表ください。コンソーシアム組成に伴い、各企業の参加資格等の確認が必要なためです。	実施方針に示します。
202	8	第2	3	(1)	⑧	資格審査書類確認基準日	「資格審査書類の確認基準日」とは6項記載のスケジュール「平成29年2月上旬～下旬 参加表明書、資格審査書類の受付期間」内の日と理解してよいでしょうか。	「資格審査書類の確認基準日」を「資格審査書類の受付開始日」に変更します。
203	8	第2	3	(1)	⑧	資格審査書類確認基準日	資格審査書類確認基準日はいつでしょうか。	「資格審査書類の確認基準日」を「資格審査書類の受付開始日」に変更します。
204	9	第2	3	(2)	⑧～⑪	協力企業	「協力企業」の定義をご教授願います。SPCと契約する会社という考え方で宜しいでしょうか。	P7の3(1)③のカッコ書きのとおりです。一方、下請企業は、コンソーシアム構成員や協力企業から委託・請負をする企業のことです。
205	9	第2	3	(2)	⑪	コンソーシアム構成員及び協力企業に共通の参加資格	コンソーシアム構成員及び協力企業の少なくとも3社は、宇部市内に本店が所在する法人である事とありますが、4社以上参加した場合、評価の加点になるのでしょうか。なる場合、何社が最大点となるのでしょうか。	評価基準については、募集要項等の公表時に示します。
206	9	第2	3	(2)	⑪	コンソーシアム構成員及び協力企業に共通の参加資格	「コンソーシアム構成員及び協力企業の少なくとも3社は宇部市内に本店が所在する法人であること。」とありますが、これは、たとえば、コンソーシアム構成員が2社+協力企業が1社（計3社）の場合、要件を満足しているものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	9	第2	3	(2)	⑪	宇部市内に本店が所在する法人	「コンソーシアム構成員及び協力企業の少なくとも3社は、宇部市内に本店が所在する法人であること」とありますが、コンソーシアムを構成する企業のうち、宇部市内に本店が所在する法人の数を4社以上とした場合、その企業数に応じ、提案に対する評価（点数）は上がるのでしょうか。	評価基準については、募集要項等の公表時に示します。
208	9	第2	3	(2)	⑪	宇部市内に本店が所在する法人	宇部市内に本店が所在する法人は、建設企業・維持管理企業の別や業種を問わず、3社以上と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
209	9	第2	3	(2)	⑪	構成員および協力企業	「コンソーシアム構成員及び協力企業の少なくとも3社」とありますが、構成員の場合と協力会社の場合で、その評価に差は無いと理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
210	9	第2	3	(2)	⑪	宇部市内に本店が所在	「構成員及び協力企業の少なくとも3社は、宇部市内に本店が所在する法人であること」とありますが、協力企業だけで宇部市内本店の条件を満たす場合、その提案については認められると考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
211	9	第2	3	(2)	⑪	コンソーシアム構成員及び協力企業に共通の参加資格	「コンソーシアム構成員及び協力企業の少なくとも3社は、宇部市内に本店が所在する法人であること。」とありますが、当該3社は設計企業、建設企業、維持管理企業のどの分野の法人でも構わないとの理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
212	9	第2	3	(2)	①	コンソーシアム構成員及び協力企業に共通の参加資格	「コンソーシアム構成員及び協力企業の少なくとも3社は、宇部市内に本店が所在する法人であること」とありますが、土木建築工事・機械工事・電気工事の各工種から少なくとも1社を構成員もしくは協力企業とするのでしょうか。	工種の指定はしません。
213	9	第2	3	(2)	①	コンソーシアム構成員及び協力企業に共通の参加資格	「コンソーシアム構成員及び協力企業の少なくとも3社は、宇部市内に本店が所在する法人であること」とありますが、3社の業種は問われませんかでしょうか。	ご理解のとおりです。
214	9	第2	3	(3)		コンソーシアム構成員の分野別参加資格	「応募者は少なくとも「設計企業」、「建設企業」、「維持管理企業」で構成されるものとし、・・・」とありますが、例えばSPCのマネージメントや運営管理を行う企業の参加は可能と考えてよろしいでしょうか。その場合の資格要件は、「(2)コンソーシアム構成員及び協力企業に共通の参加資格」のみを満足していればよいと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
215	9	第2	3	(3)		コンソーシアム構成員の分野別参加資格	「応募者は少なくとも「設計企業」、「建設企業」、「維持管理企業」で構成されるものとし、各企業はコンソーシアム構成員として、・・・」とありますが、「設計企業」、「建設企業」、「維持管理企業」のうち少なくとも1社は協力企業ではなく、必ずコンソーシアム構成員とならなければならないのでしょうか。企業によっては、SPCへ出資できないことも考えられます。出資の強制は、業務履行の担保にはならないと考えられますし、本事業に参加する企業を制限してしまうことにもなると考えられます。	コンソーシアム構成員には、必ず「設計企業」、「建設企業」、「維持管理企業」がそれぞれ1社以上あることが要件です。
216	9	第2	2	(3)		コンソーシアム構成員の分野別参加資格	「応募者は少なくとも「設計企業」、「建設企業」、「維持管理企業」で構成されるものとし、各企業はコンソーシアム構成員とし・・・」とありますが、「設計企業」、「建設企業」、「維持管理企業」のうちそれぞれ1社は必ずコンソーシアム構成員（出資必須）とする必要があると考えて宜しいですか。この場合、各企業によっては出資できない場合も考えられますのでコンソーシアム構成員の出資必須条件の再考をお願いします。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、変更することは考えておりません。
217	9	第2	3	(3)		コンソーシアム構成員の分野別参加資格	「応募者は少なくとも～各企業はコンソーシアム構成員として」とありますが、設計、建設、維持管理を担う企業がそれぞれ少なくとも1社はSPCに出資しなければならないとのことでしょうか？例えば、SPCをマネジメントする企業や建設企業のみがSPCに出資することは認められないのでしょうか？SPCへの出資に関しては、参加する各企業の考え方により出資できないことも考えられます。SPCへの出資が各企業の業務履行力、企業と信に関連することはなく、本事業履行の安定性を担保することにつながるかと考えられ、参加企業へのSPCへの出資強制については、本事業への多くの企業が参加することを阻害することになると考えられます。	設計、建設、維持管理を担う企業が、それぞれ少なくとも1社はSPCに出資することにしております。
218	9	第2	3	(3)		コンソーシアム構成員の分野別参加資格	「設計企業」「建設企業」「維持管理企業」のそれぞれに、要件を満たす少なくとも1社以上がコンソーシアム構成員であればよいと解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
219	9	第2	3	(3)	①	コンソーシアム構成員の分野別参加資格 - 設計企業	設計企業が満たす条件（ア～ウ）がコンソーシアム構成員に求められていますが、協力企業には求められていないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
220	9	第2	3	(3)	①	設計企業	設計企業を、参加資格要件のうち、ア及びイを満たす企業と、ア及びウを満たす企業のJVとした場合、この両社ともをコンソーシアム構成員としなければならないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	9	第2	3	(3)	①	設計企業	「コンソーシアム構成員が満たすもの」とありますが、協力企業が満たしていても参加資格要件を満たすことにならないということでしょうか？各企業の考え方によりSPCへの出資が出来ない場合も考えられます。SPCへの出資については業務履行能力、企業と信、SPCの存続担保、事業推進へのモチベーション維持には関係ない要因と考えられ、本事業の参加機会の多様性を確保するため、協力企業でも可としていただけないでしょうか。	協力企業が満たしていても、参加資格要件を満たすことにはなりません。
222	10	第2	3	(3)	①	設計企業	設計企業の参加資格として、「イ（ポンプ場施設）およびウ（管路）ともに”実施設計業務の履行実績を有すること”とありますが、実施設計業務には基本設計業務も含まれますでしょうか？	基本設計業務のみは含みません。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
223	10	第2	3	(3)	①	設計企業	イに”排水能力が10m ³ /秒以上のポンプ場施設新設に係る実施設計業務”と記載がありますが、“新設”の定義をご教示ください。 例えば、土木建築施設は既存のまま機械電気設備のみ全て更新した場合は、機械電気設備の履行実績として認められますでしょうか？	新設とは新しく建設するという意味です。また、更新は、基本的に改築と判断しております。
224	10	第2	3	(3)	①	設計企業	イの”ポンプ場施設”とは、合流ポンプ場に限りず分流式のポンプ場も含まれますでしょうか？	ご理解のとおりです。
225	10	第2	3	(3)	①	設計企業	ウの”シールド工事および中大口径推進工事の実施設計業務”とは、合流式に限りず分流式管路の実施設計業務も含まれますでしょうか？	ご理解のとおりです。
226	10	第2	3	(3)	①	設計企業	設計企業の参加資格として、イ（ポンプ場施設）に”ポンプ場施設新設に係る実施設計”とありますが、主ポンプ設備を含まない実施設計も含まれますでしょうか？ また、平成13年度以前に主ポンプ設備の実施設計を実施し、その継続業務として平成13年度以降に主ポンプ設備を含まない実施設計を実施した場合も業務実績として認められますでしょうか？	主ポンプ設備を含まない実施設計は含まれません。また、平成13年度以前の履行実績は認められません。
227	10	第2	3	(3)	②	建設企業	建設企業を、参加資格要件のうち、ア、イ、ウ及び力を満たす企業と、ア、イ、エ及びオを満たす企業のJVとした場合、この両社ともをコンソーシアム構成員としなければならないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
228	10	第2	3	(3)	②	建設企業	建設企業数に制限はありますか。	制限はありません。
229	10	第2	3	(3)	②	建設企業 工 機械工事	雨水ポンプ設備に係る製作及び施工実績とは、主要機器たる雨水ポンプの製作、施工実績との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
230	10	第2	3	(3)	②	建設企業	建設企業の参加資格要件として、土木工事と建築工事については、経営事項審査の総合評定値による条件がありますが、機械工事と電気工事についても同様に経営事項審査による要件が必要ではないでしょうか。	機械工事と電気工事については、施工実績を重視した要件としております。
231	10	第2	3	(3)	②	建設企業	土木一式工事について、同等と市が認める要件には、農林水産省発注の排水機場（平成13年度以降に完成した排水能力が20m ³ /秒以上のポンプ場施設）は含まれるものと考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
232	10	第2	3	(3)	②	建設企業 ウ	「平成13年度以降の公共下水道、流域下水道における排水能力が20m ³ /秒以上の合流式又は雨水ポンプ場施設（又はこれと同等と市が認めるもの）に係る本体工事の施工実績を有していること」とありますが、揚水機場または排水機場は実績として認められるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
233	11	第2	3	(3)	③	維持管理企業	「設計企業」、「建設企業」、「維持管理企業」の最低でも各1社はコンソーシアム構成員とならなければならない場合、特に維持管理企業は、本事業の中で対象となる事業のボリュームが少ないため、SPCへの出資に消極的になることが考えられます。つきましては、維持管理企業は、協力企業とでも可能としていただけないでしょうか。	維持管理業務は、DBIによって完成した施設の性能を担保する役割も担うことから、決してこれを軽視することはできません。よって認めません。
234	11	第2	3	(3)	③	維持管理企業 イ 維持管理の履行実績	合流式ポンプ場施設の維持管理履行実績とは、合流式ポンプ場を含む維持管理実績との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
235	11	第2	3	(3)	③	維持管理企業	アについては全ての維持管理業務を担当するコンソーシアム構成員が満たすこととありますが、協力企業は満たさなくてもよいとのことでしょうか？また維持管理企業は必ずSPCへ出資する必要があるとのことでしょうか？	協力企業は満たす必要性はありません。また、維持管理企業は必ずSPCへ出資が必要です。
236	11	第2	3	(3)	③	維持管理企業	アについては全ての維持管理業務を担当するコンソーシアム構成員が満たすこととありますが、維持管理業務に関しては本事業に占める業務ボリュームが少なく、SPCへの出資要件は過度の負担となることが考えられます。ついで維持管理企業に関してはSPCへの出資は必須ではなく、協力企業でも可能としていただけないでしょうか。今までの実績からも、SPCに対して出資しなくても、事業遂行へのモチベーション維持、リスク負担の明確化は可能であると考えます。	維持管理業務は、DBIによって完成した施設の性能を担保する役割も担うことから、決してこれを軽視することはできません。よって認めません。
237	11	第2	3	(4)		コンソーシアム構成員のSPCに対する出資義務	複数の設計企業で業務を分担する場合、全ての設計企業がSPCに対して出資する義務がありますか？それとも少なくとも1社が出資すればよろしいでしょうか。（建設企業、維持管理企業も同様の質問）	コンソーシアム構成員は、要件を満たしていれば1社でも構いません。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
238	11	第2	3	(4)		コンソーシアム構成員のSPCに対する出資義務	コンソーシアム構成員は設立当時から事業期間を通じて、常にSPCへの出資を継続しなければならない条件でしょうか。	ご理解のとおりです。
239	11	第2	4	(2)		審査方法	優先交渉権者選定基準が募集要項等にて示されるとのことですが、技術提案、建設価格、LCCの配点は、それぞれどのような比重でお考えかご教示願います。	優先交渉権者選定基準にて示す予定です。
240	11	第2	4	(2)		審査方法	提案内容の審査にあたり、提案内容に対するヒアリングやプレゼンテーションは実施される予定でしょうか。ご教示願います。	実施する予定です。
241	12	第2	4	(7)		競争的対話の実施	「・・・競争的対話の結果は、期間終了後、終了宣言として公表する。」とありますが、応募者のノウハウは公表することはないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
242	12	第2	4	(7)		技術的対話の実施	技術的対話の内容は評価の対象とならないとの理解で良いでしょうか。	競争的対話の内容は、評価の対象としません。
243	12	第2	4	(7)		競争的対話の実施	競争的対話の実施によって、要求水準書(案)の内容が変更可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
244	12	第2	4	(7)		競争的対話の実施	競争的対話の実施に係り、貴市への事前の提出書類はございますか。その場合は、提出書類、並びに提出時期をご教示ください。	募集要項等の公表時に示します。
245	12	第2	4	(7)		競争的対話の実施	「応募者と提案内容についての調整及び確認・交渉を行うため競争的対話を実施する」との事ですが、ご想定の調整及び確認・交渉の対象範囲（設計・建設業務、維持管理業務等）をご教示ください。	本事業はDBOのため、基本的に対象範囲は全て（設計・建設業務、維持管理業務等）と想定しております。
246	12	第2	4	(7)		競争的対話の実施	競争的対話の実施方法や内容に関して、以下について具体的に提示いただけないでしょうか。 ・対話は市職員および事業者選定委員会と応募者で実施する考えでしょうか ・対話にあたって最終的な提案内容の提示義務がありますか ・対話のための資料を個別に準備する必要がありますか ・対話結果の公表は、提案内容に関係ない範囲で行われる考えでしょうか	→市職員およびコンサルタントで実施する予定です。 →特段、義務を課すことは考えていません。 →募集要綱等の公表時に示します。 →ご理解のとおりです。
247	12	第2	4	(7)		競争的対話の実施	「提案内容について調整及び確認・交渉を行うため、競争的対話を実施する」とありますが、競争的対話の内容は全て公表されるのでしょうか。ご教示願います。	企業のノウハウに関することも含まれることから、すべてを公表することは予定していません。
248	12	第2	4	(7)		競争的対話の実施	「提案内容について調整及び確認・交渉を行うため、競争的対話を実施する」とありますが、交渉とはどのようなことを想定されているのでしょうか。ご教示願います。	最適な要求水準書やリスク分担などを調整及び確認・交渉することを想定しています。
249	12	第2	4	(8)		提案書及び要求水準書の提出	要求水準書は、原則として貴市から提示されるものと理解して良いでしょうか。	市は要求水準書（案）を提示し、要求水準書は応募者が提出します。
250	12	第2	4	(8)		提案書及び要求水準書の提出	提案書とともに要求水準書の提出を求められていますが、貴市が公表する要求水準書（案）に対して上回る要求水準の提案が評価され、採用されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
251	12	第2	4	(8)		提案書及び要求水準書の提出	「競争的対話の終了後、応募者は、審査の対象となる提案書及び要求水準書を提出する」とありますが、要求水準書は、市が提示するものではないのでしょうか。ご教示願います。	市は要求水準書（案）を提示し、要求水準書は応募者が提出します。
252	12	第2	5	(1)		基本協定の締結	「基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。」とありますが、募集要項等の質問の期間に質問できると考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
253	12	第2	5	(1)		基本協定の締結	「基本協定書（案）の修正には、原則として応じない」とありますが、基本協定書（案）に関する質疑がある場合、その公表後に質問することは可能でしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
254	12	第2	5	(1)		基本協定の締結	「市は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。」とありますが、募集要項等に関する質疑のやり取りで修正される可能性はあるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
255	12	第2	5	(2)		SPCの設立	設計・建設業務は共同企業体（建設JV）との設計・建設業務請負契約とし、維持管理業務はSPCとの維持管理業務委託契約をして頂ければ、SPCの設立時期を維持管理業務開始前とすることが可能となり、SPC管理費用の節減に効果があります。このような契約形態として頂くようお願い致します。	本事業では、市とSPCによる単一の契約を想定しているため、認めません。
256	12	第2	5	(2)		SPCの設立	株式譲渡の承認に必要なSPCの承認機関とは、代表取締役、取締役会または株主総会などからSPCが任意に定める機関と考えてよろしいでしょうか。	会社法等で定められた機関のことです。
257	12	第2	5	(2)		SPCの設立	”SPCの設立は基本協定締結後速やかに”とありますが、その期限はありますか。SPCによる建設は、建設業許可の取得、有資格者の配置などが必要となる可能性があり、建設工事実施まで期間を要すると想定されます。したがって、建設工事はJVで行うことはできないでしょうか。	変更することは考えておりません。
258	13	第2	5	(3)		優先交渉権者による運営準備行為	優先交渉権者に選定される以前の段階で「現地調査」を行うことは可能でしょうか。ご教示願います。	現地調査の内容によりますが、基本的に可能です。
259	13	第2	5	(4)		事業契約の締結	「事業契約書（案）の修正には、原則として応じない。」とありますが、募集要項等の質問の期間に質問できると考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
260	13	第2	5	(4)		事業契約の締結	「事業契約書（案）の修正には、原則として応じない」とありますが、事業契約書（案）に関する質疑がある場合、その公表後に質問することは可能でしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
261	13	第2	5	(4)		事業契約の締結	「市は、事業契約書（案）の修正には、原則として応じない。」とありますが、募集要項等に関する質疑のやり取りで修正される可能性はあるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
262	14	第3	1			基本的な考え方	「分担の詳細については募集要項などの公表時に示す。」とありますが、リスク分担については要求水準書（案）と同時に公表頂き、市と複数回意見交換を行う機会を設けてください。	リスク分担については、要求水準書（案）に示します。合わせて、これの質疑・意見を求めることを考えております。
263	14	第3	2	(1)		契約保証金の納付等	契約保証金又は履行保証保険は、設計・建設工事に係るものと考えてよろしいでしょうか。設計・建設工事が完了し、市への引き渡し後も、設計・建設工事費分の違約金を担保することは合理性がないものと考えられます。また、現在発注されているPFI事業では、維持管理期間中に保証金の納付や履行保証保険の締結が免除されているものが一般的です。	契約保証金又は履行保証保険は、設計・建設工事と維持管理業務を分けるものとします。なお、維持管理業務の履行保証保険については、維持管理費を維持管理期間で除した額に対して締結することを想定しています。
264	14	第3	2	(1)		契約保証金の納付等	「契約保証金は契約金額の100分の10以上の納付」もしくは「契約金額の100分の10以上に相当する金額の履行保証保険の締結」を求められていますが、事業契約の保証を求める期間とその期間に対応した契約金額の考え方についてご教示いただけますでしょうか？ 例えば、設計・建設費分の契約保証金（もしくは履行保証保険）について維持管理期間まで含めた全事業期間を通して求められた場合、民間事業者にとつて負担となるとともに、事業のVFMにも影響すると考えられます。よって、設計・建設期間と維持管理期間では契約保障金の考え方を分けてご提示いただきたいと思います。	契約保証金又は履行保証保険は、設計・建設工事と維持管理業務を分けるものとします。なお、維持管理業務の履行保証保険については、維持管理費を維持管理期間で除した額に対して締結することを予定しています。
265	14	第3	2	(1)		契約保証金の納付等	上記の補足として、仮に維持管理期間中に履行保証保険を付保する場合、20年の長期にわたる運行保証保険の締結は、保険会社等が引き受けできない可能性が高いですので、1年毎の更新としていただけないでしょうか。	維持管理業務の履行保証保険については、維持管理費を維持管理期間で除した額に対して締結することを予定しています。
266	14	第3	2	(1)		契約保証金の納付等	履行保証保険は、事業者（SPC）では実績等の面で付保が困難な場合が多いため、履行保証保険の付保が設計・建設工事に係るものだけであるならば、コンソーシアム構成員である建設企業及び設計企業が付保することで可能でしょうか。	あくまでも事業者が付保して下さい。
267	14	第3	2	(1)		契約保証金の納付等	契約保証金は設計・建設期間と運営維持管理期間に分割して設定して頂き、それぞれの事業費の10%を納付、あるいは履行保証保険付保する構成として頂けますようお願い致します。	契約保証金又は履行保証保険は、設計・建設工事と維持管理業務を分けるものとします。なお、維持管理業務の履行保証保険については、維持管理費を維持管理期間で除した額に対して締結することを予定しています。
268	14	第3	2	(1)		契約保証金の納付等	維持管理業務期間中の契約保証金は、期間中の一括納付でなく、毎年度の納付あるいは毎年度の保険付保とすることを認めて頂けますようお願い致します。	維持管理業務の履行保証保険については、維持管理費を維持管理期間で除した額に対して締結することを予定しています。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
269	14	第3	2	(1)		契約保証金の納付等	期間等の詳細については募集要項等の公表時に示されるとありますが、建設期間と維持管理期間で算定額の考え方を分けて頂けないでしょうか。	契約保証金又は履行保証保険は、設計・建設工事と維持管理業務を分けるものとします。なお、維持管理業務の履行保証保険については、維持管理費を維持管理期間で除した額に対して締結することを予定しています。
270	14	第3	2	(1)		契約保証金の納付等	「事業契約の保証を求める期間の詳細については募集要項等の公表時に示す。」とありますが、設計・建設期間が対象と考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	契約保証金又は履行保証保険は、設計・建設工事と維持管理業務を分けるものとします。なお、維持管理業務の履行保証保険については、維持管理費を維持管理期間で除した額に対して締結することを予定しています。
271	14	第3	2	(1)		契約保証金の納付等	「契約保証金は10/100以上を納付するものとする。ただし、・・・相当額の100分の10以上に相当する金額の履行保証保険を締結し、・・・」とありますが、設計・建設工事が対象と考えて宜しいですか。	契約保証金又は履行保証保険は、設計・建設工事と維持管理業務を分けるものとします。なお、維持管理業務の履行保証保険については、維持管理費を維持管理期間で除した額に対して締結することを予定しています。
272	14	第3	2	(1)		契約保証金の納付等	「契約保証金は10/100以上を納付」または「契約金の10/100以上に相当する金額の履行保証保険」を求められていますが、事業期間を通して、設計・建設費分の違約金を担保する合理性がないと考えます。設計・建設が完了した場合には、その分を減額していただくようにできないでしょうか。現在発注されているPFI事業においては、建設期間中と維持管理期間中の違約金算定は分けられており、場合によっては維持管理期間中の履行保証保険や保証金納付は免除されているのが通常です。過大な違約金設定は民間事業者にとって事業参画へのモチベーションダウンにつながると思われます。	契約保証金又は履行保証保険は、設計・建設工事と維持管理業務を分けるものとします。なお、維持管理業務の履行保証保険については、維持管理費を維持管理期間で除した額に対して締結することを予定しています。
273	14	第3	2	(1)		契約保証金の納付等	「市は、事業契約に基づいて事業者が実施する業務の履行を確保するため、事業契約の保証を求めることを予定している」とありますが、保証には、銀行又は金融機関等の保証、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の契約保証も含まれるとの解釈でよろしいでしょうか。 契約保証金の納付手段として、より多くの選択肢を設けることは、より低廉な保険商品が選択可能になり、ひいては応札額の低下を図ることができ、事業のVFMの向上に繋がるものと思われま。契約保証金の納付等に追加明記いただくよう併せてお願いします。	ご理解のとおりです。
274	14	第3	2	(1)		契約保証金の納付等	「契約保証金は、契約金額の100分の10以上を納付するものとする。」とありますが、維持管理業務について各事業年度の対価の100分の10以上を納付することをご検討いただけないでしょうか。 保証金額及び期間が分割されることにより契約保証金の納付手段の幅が広がり、より低廉な保険商品が選択可能になり、ひいては応札額の低下を図ることができ、事業のVFMの向上に繋がるものと思われま。	契約保証金又は履行保証保険は、設計・建設工事と維持管理業務を分けるものとします。なお、維持管理業務の履行保証保険については、維持管理費を維持管理期間で除した額に対して締結することを予定しています。なお、保証割合は検討中です。
275	14	第3	2	(1)		契約保証金の納付等	事業契約の保証については、宇部市建設工事請負契約約款第4条と同様の保証との理解でよろしいでしょうか。	事業契約の保証については、検討中です。
276	14	第3	2	(1)		契約保証金の納付等	「契約保証金は、契約金額の100分の10以上を納付するものとする。」とありますが、事業期間が長期で契約金額も多額となる本事業において、設計から建設、維持管理までを一括して契約する場合に、一律に契約保証金を徴収し、工事完成後に市が施設の引き渡しを受けた後にまで契約保証金として工事の契約不履行リスクを事業者になおせ続けることは不要な保証を求められることになり、事業者にとって過大な負担となります。また、事業者の参加意欲を阻害したり、事業者への負担が入札金額に転嫁されることとなってしまい、本来の事業の目的ではないところにコストがかかることになってしまいます。つきましては、一般的なPFI案件同様、契約保証の期間を設計・建設期間、契約保証金の納付額を設計・建設業務費（≠設計・建設対価）の10%として頂きたく存じます。尚、契約保証の期間を事業期間とせざるを得ないのであれば、設計・建設期間と維持管理期間において必要とされる契約保証金額は変更して頂きたく存じます。	契約保証金又は履行保証保険は、設計・建設工事と維持管理業務を分けるものとします。なお、維持管理業務の履行保証保険については、維持管理費を維持管理期間で除した額に対して締結することを予定しています。なお、保証割合は検討中です。
277	14	第3	2	(1)		契約保証金の納付等	維持管理期間に契約保証を求める予定はあるのでしょうか。ある場合は、事業者負担を過大にすることのないよう、年度維持管理業務費（≠維持管理対価）の10%として頂きたく存じます。	維持管理業務の履行保証保険については、維持管理費を維持管理期間で除した額に対して締結することを予定しています。なお、保証割合は検討中です。
278	14	第3	2	(1)		契約保証金の納付等	維持管理期間に契約保証を求める予定はあるのでしょうか。ある場合は、近年、長期に亘る履行保証保険の付保条件が厳しくなっている状況をご理解頂きたく、保全管理期間に亘る長期契約を求めることのないようご配慮頂きたく存じます。	維持管理業務の履行保証保険については、維持管理費を維持管理期間で除した額に対して締結することを予定しています。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
279	14	第3	2	(1)		契約保証金の納付等	保険会社との契約における対象事業は何を想定されていますか。20年間の維持管理業務を対象とするのは難しいと考えます。	契約保証金又は履行保証保険は、設計・建設工事と維持管理業務を分けるものとして。なお、維持管理業務の履行保証保険については、維持管理費を維持管理期間で除した額に対して締結することを予定しています。
280	14	第3	2	(3)		保険	市で想定している付保を義務付ける保険種類があれば提示ください。	完全な履行のための担保及び履行にあたって事業者側の責において、契約解除等となった場合の違約金等の支払いのために想定しています。
281	16	第4	1	(1)	③	施設の能力	表3に施設能力の記載がありますが、事前公表資料と有効数字の取扱が異なっている（例 見積依頼記載の総流入量：22.258m ³ /sに対し今回：22.3m ³ /s）。どちらを採用し設計すべきかご提示ください。	最新の公表資料を採用して下さい。
282	16	第4	1	(1)	③	施設の能力	表3に施設能力の記載があり、合流幹線管渠施設の居能1号バイパス幹線（No. 1）と栄川1号バイパス幹線の合計の必要流下能力が居能1号バイパス幹線（No. 2）よりも少ないが、その理由をご提示ください。	要求水準書（案）に流入量の模式図を示します。
283	16	第4	1	(1)	③	施設の能力	表3に施設能力の記載があり、雨水放流渠施設の玉川ポンプ場放流渠（No. 1）の必要流下能力が22.0m ³ /sと玉川ポンプ場の総流入水量より若干少なく、かつ玉川ポンプ場放流渠（No. 2）が33.8m ³ /sとかなり大きい値であるが、その理由をご提示ください。	要求水準書（案）に流入量の模式図を示します。
284	16	第4	1	(1)	③	施設の能力	表3施設能力にて、居能1号バイパス幹線（No. 1）と栄川1号バイパス幹線の合計流量が、居能1号バイパス幹線（No. 2）と一致しません。居能1号バイパス幹線（No. 2）には、上記とは別の幹線からの流入があると考えてよろしいですか。また、別の幹線からの流入がある場合は、その幹線の諸元を御教授ください。	要求水準書（案）に流入量の模式図を示します。
285	16	第4	1	(1)	③	施設能力	表中の施設能力は、貴市洪水ハザードマップに記載の雨水規模に準じた値との相違を御教示願います。また対象雨水規模のお考えを御教示願います。	施設能力や対象降雨は下水道事業計画に示されるものです。
286	17	第4	1	(1)	④	施設概要 表4 業務概要	17頁の「表4 業務概要」では「雨水放流渠及び吐口工」の「吐口」が「維持管理業務」の業務対象となっていますが、23頁の「別紙-1 事業の範囲と発注方式」では「合流幹線管渠」の「吐口工事」が事業対象範囲外となっています。どちらが正しいのでしょうか。また、「吐口」が事業対象である場合、具体的な維持管理業務の内容については、要求水準書（案）で示されるものと理解してよろしいでしょうか。	17頁「表4 業務概要」に示す「雨水放流渠及び吐口工」の「吐口」が「維持管理業務」の業務対象であることが正解です。なお、放流渠の維持管理は、吐口との一体性等を考慮し、本事業対象に変更します。維持管理業務の内容については、要求水準書（案）にて示します。
287	17	第4	1	(1)	④	施設概要	表4 業務概要の「雨水放流渠及び吐口工」、「吐口」の維持管理業務が含まれていますが、対象機器はゲートを想定しているのかご教示ください。	吐口については土木、機械、電気設備を対象とします。
288	17	第4	1	(1)	④	施設概要	表4 業務概要の「放流渠」や「バイパス幹線」の維持管理業務は含まれていませんが、別の業務で維持管理を行うのでしょうか。	本事業に、バイパス幹線の維持管理業務は含まれません。なお、放流渠の維持管理は、吐口との一体性等を考慮し、本事業対象に変更します。
289	17	第4	1	(1)	④	施設概要	表4業務概要では、吐口の維持管理業務は本事業に含まれていますが、別紙-1事業の範囲と発注方式【P.23】では、事業対象範囲外となっています。吐口の維持管理業務は、別紙-1より本事業に含まれないと考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	17頁「表4 業務概要」に示す「雨水放流渠及び吐口工」の「吐口」が「維持管理業務」の業務対象であることが正解です。なお、放流渠の維持管理は、吐口との一体性等を考慮し、本事業対象に変更します。
290	17	第4	1	(1)	④	業務概要	堤防除草業務、河川巡視業務及び樹木伐採管理等の事業は、業務範囲外と考えてよろしいか、御教示願います。	樹木伐採管理等のポンプ場敷地内については、業務対象です。
291	17	第4	1	(1)	④	施設概要	「跡地利用業務」とは具体的にどのような業務を想定されているのでしょうか？	跡地利用（売却等含む）は、本事業の対象外に変更します。
292	17	第4	1	(1)	④	施設概要	吐口が維持管理業務に含まれていますが、23頁別紙-1「事業の範囲と発注方式」では吐口工事は維持管理事業対象範囲外となっています。どちらを正と考えれば宜しいのでしょうか。ご教示願います。	17頁「表4 業務概要」に示す「雨水放流渠及び吐口工」の「吐口」が「維持管理業務」の業務対象であることが正解です。なお、放流渠の維持管理は、吐口との一体性等を考慮し、本事業対象に変更します。
293	17	第4	1	(1)	④	施設概要	吐口の維持管理業務が範囲内となっておりますが、具体的な内容をご教示願います。	吐口については、土木、機械、電気設備を対象とします。なお、維持管理業務の内容については、要求水準書（案）にて示します。
294	17	第4	1	(1)	④	施設概要	表4「業務概要」において、吐口の維持管理業務欄に○が記載されていますが、P23別紙-1「事業の範囲と発注方式」の吐口工事の維持管理欄には事業対象範囲外と記載されています。どちらが正しいのでしょうか。	17頁「表4 業務概要」に示す「雨水放流渠及び吐口工」の「吐口」が「維持管理業務」の業務対象であることが正解です。なお、放流渠の維持管理は、吐口との一体性等を考慮し、本事業対象に変更します。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
295	17	第4	1	(1)	④	施設概要	表4「業務概要」において、撤去ポンプ場の維持管理業務欄に×が記載されていますが、P3(6)事業方式には、跡地利用については「提案内容に応じてその維持管理業務も行うものとする」とあります。どちらが正しいのでしょうか。	跡地利用(売却等含む)は、本事業の対象外に変更します。
296	17	第4	1	(1)	④	施設概要 表4 業務概要	本事業により廃止となる(と想定される)鵜の島ポンプ場放流渠・圧送管及び栄川ポンプ場圧送管の処置(撤去等)、西部浄化センター合流幹線流末部は、本事業の対象となるのでしょうか。	鵜の島ポンプ場放流渠・圧送管及び栄川ポンプ場圧送管の処置(撤去等)についてはご理解のとおりです。西部浄化センター合流圧送幹線流末部への接続は、本事業の対象です。ただし、工事分岐点は処理場側と本事業側で発生するため、詳細は要求水準書(案)に示します。
297	17	第4	1	(1)	④	施設概要 表4 業務概要	吐口の維持管理業務が○となっていますが、業務内容についてご教示ください。	吐口については、土木、機械、電気設備を対象とします。なお、維持管理業務の内容については、要求水準書(案)にて示します。
298	19	第6	2	(3)	② ③	いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合	「市又は事業者は、・・・、事業契約を解除することができる」と記載されていますが、「事由によっては、事業者は市に対して損害賠償の請求等を行うことができる」という記載をお願いいたします。	変更することは考えておりません。
299	23	別紙	1			別紙-1	「ポンプ場の～原則として、仕様書発注方式とする」とありますが、仕様書は貴市が作成して頂けると理解して良いのでしょうか。	要求水準書(案)を基に、競争的対話により仕様を決めていくことを想定しております。
300	23	別紙	1			別紙-1	「ポンプ場の～原則として、仕様書発注方式とする」とありますが、仕様書の公表時期をお示し頂けますようお願いいたします。	要求水準書(案)を基に、競争的対話により仕様を決めていくことを想定しております。
301	23	別紙	1			別紙-1	「ポンプ場の～原則として、仕様書発注方式とする」とありますが、本仕様書は要求水準書案と同時に公表されるとの理解で良いのでしょうか。	要求水準書(案)を基に、競争的対話により仕様を決めていくことを想定しております。
302	23	別紙	1			別紙-1	「ポンプ場の～原則として、仕様書発注方式とする」とありますが、仕様書で決められた通りの業務を遂行しても発生した事象による損害は、事業者の帰責とならないとの理解で良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
303	23	別紙	1			別紙-1	維持管理業務について原則仕様書発注ではありませんが、価格の評価は維持管理業務も含めた評価となる理解で良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
304	23	別紙	1			別紙-1	ポンプ場跡地利用に関して、「売却も含めた土地利用計画を事業者の提案事項とする(性能発注方式)。」と記載されていますが、その提案は事業者が実施する事業としてでしょうか。市が実施する事業としてでしょうか?	跡地利用(売却等含む)は、本事業の対象外に変更します。
305	23	別紙	1			別紙-1	ポンプ場跡地利用に関して、性能発注方式と記載されていますがどのような性能を発注されるのでしょうか?コンソーシアム組成に関してどのような業務が必要かが非常に重要となるため早期にご回答ください。	跡地利用(売却等含む)は、本事業の対象外に変更します。
306	23	別紙	1			別紙-1 ポンプ場跡地利用	栄川ポンプ場、鵜の島ポンプ場撤去ならびに跡地利用は、玉川ポンプ場が供用開始後の平成37年4月(予定)以降と考えます。その時期の地価を見込んだ提案は難しいことから、跡地利用については別途協議としていただきたく、もしくは現在の地価との差額が生じた場合は契約変更の対象としていただきたく、ご考慮願います。	跡地利用(売却等含む)は、本事業の対象外に変更します。
307	23	別紙	1			別紙-1 事業の範囲と発注方式	合流幹線管渠の吐口工事は、厚東川(二級河川)管理者の県との協議は完了していると考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
308	23	別紙	1			別紙-1 事業の範囲と発注方式	「JR宇都線の軌道横断箇所に関しては、鉄道会社との協議を踏まえたものとする」とありますが、鉄道会社との協議において、実施済または協議中の事項については情報開示されるのでしょうか。ご教示願います。	情報開示を行います。
309	23	別紙	1			別紙-1 事業の範囲と発注方式	鉄道会社以外に協議対象者はあるのでしょうか。対象者がある場合は、実施済または協議中の事項について情報開示はされるのでしょうか。ご教示願います。	協議対象者の詳細は、要求水準書(案)に示します。また、協議に関する情報開示は行います。
310	23	別紙	1			別紙-1 事業の範囲と発注方式	ポンプ場の維持管理に仕様書発注とありますが、審査の対象となる要求水準書に市の仕様を盛り込むとの理解でよろしいのでしょうか。	要求水準書(案)を基に、競争的対話により仕様を決めていくことを想定しております。
311	23	別紙	1			別紙-1 事業の範囲と発注方式	玉川ポンプ場の維持管理において、「一部性能発注方式も採用する」とありますが、具体的にどのようなことが想定されますか。	雨水排除に関する「ポンプ場の運転管理業務」については、競争的対話の中で仕様を決定しますが、その他の「保全管理業務」「運転管理業務」「その他の業務」については、基本的に性能発注方式を想定しています。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
312	23	別紙	1			別紙-1 事業の範囲と発注方式	P.23の吐口工事に対して維持管理が事業対象範囲外となっていますが、P.17の業務概要では吐口は維持管理対象範囲となっています。吐口の維持管理対象範囲をご教授ください。	17頁「表4 業務概要」に示す「雨水放流渠及び吐口工」の「吐口」が「維持管理業務」の業務対象であることが正解です。なお、放流渠の維持管理は、吐口との一体性を考慮し、本事業対象に変更します。
313	24	別紙	2		3	リスク分担に関する基本的な考え方 No.3	脚注に「事業者側も一定の負担が必要となる」とありますが、「一定の負担」とは具体的にどのような内容を想定しているのかご教示ください。	詳細は、事業契約書（案）に示します。
314	24	別紙	2		6	法制度・法令変更リスク（許認可、税制を除く）No6 上記以外の法令等の新設、変更	法令の新設、変更リスクについては本事業に直接影響を与えるかどうかにかかわらず、民間事業者の取組や対策で回避することは不可能で、そのリスクは市の責任負担としていただきたくお願いいたします。	本事業に直接影響を与える法令等以外の新設・変更を市が負担する理由はありませんので、変更することは考えておりません。
315	24	別紙	2		6	別紙-2 リスク分散に関する基本的な考え方	段階「全段階共通」法制度・法令制度変更リスク6において「上記以外の法令等の新設・変更」は事業者にはありませんので市殿負担とすべきと考えますので再考をお願いします。	本事業に直接影響を与える法令等以外の新設・変更を市が負担する理由はありませんので、変更することは考えておりません。
316	24	別紙	2		6	上記以外の法令等の新設、変更	法令等の新設、変更については事業者はほぼ関与できないと考えますので、リスク分担についてご再考をお願いします。	本事業に直接影響を与える法令等以外の新設・変更を市が負担する理由はありませんので、変更することは考えておりません。
317	24	別紙	2		6	リスク分担に関する基本的な考え方 No.6	上記以外の法令等の新設、変更とは、具体的にどのような内容を想定しているのかご教示ください。	文言のとおりです。
318	24	別紙	2		14	住民対応リスク No14 事業者の設計・建設、維持管理に係る住民反対運動・訴訟に関するもの	住民反対運動等が「本事業そのもの」に対するものか、「事業者の設計・建設・維持管理等」に対するものかの基準は不明確であり、民間事業者で負担すべき住民対応リスクは「事業者の責に起因する住民反対運動・訴訟に関するもの」に限定していただきたくお願いいたします。	事業者が設計から維持管理に主体的にかかわるため、事業者側が負担すべきと判断しますので、変更することは考えておりません。
319	24	別紙	2		14	別紙-2 リスク分散に関する基本的な考え方	段階「全段階共通」住民対応リスク14において事業者負担となっておりますが、本件は市殿・事業者双方で負担を負うべきものと考えますので再考をお願いします。	事業者が設計から維持管理に主体的にかかわるため、事業者側が負担すべきと判断しますので、変更することは考えておりません。
320	24	別紙	2		14	事業者の設計・建設、維持管理に係る住民反対運動・訴訟に関するもの	設計・建設、維持管理に関しては要求水準書を満足している場合にも起こりうると考えますのでリスク分担についてご再考をお願いします。	事業者が設計から維持管理に主体的にかかわるため、事業者側が負担すべきと判断しますので、変更することは考えておりません。
321	24	別紙	2		14	別紙-2 リスク分担に関する基本的な考え方	NO.14 事業者の設計・建設、維持管理に係る住民反対運動・訴訟に関するリスクは市と事業者で負担するものと考えます。	事業者が設計から維持管理に主体的にかかわるため、事業者側が負担すべきと判断しますので、変更することは考えておりません。
322	24	別紙	2		15	環境問題リスク No15 設計・建設、維持管理における有害物質の排出・漏洩等、環境保全に関するもの	不可抗力リスクにより、維持管理段階において、設備保管・または設備使用有害物質の排出・漏洩は、要求水準を満たした設備である限り、市に責任負担していただきたくお願いいたします。	変更することは考えておりません。
323	24	別紙	2		15	環境問題リスク No15 設計・建設・維持管理における有害物質の排出・漏洩等、環境保全に関するもの	流入する下水の水質が原因で放流水等に有害物質が含まれた場合は、市の責任負担としていただきたくお願いいたします。	流入する下水の水質が原因の場合は、市側の負担とします。
324	24	別紙	2		15	別紙-2 リスク分担に関する基本的な考え方 環境問題リスク NO.15	公表資料により予見することができない土壌汚染等のリスクについては、市の負担との理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
325	24	別紙	2		15	別紙-2 リスク分担に関する基本的な考え方	NO.15の有害物質のリスクについて、既存施設に係るものは市で負担するものと考えます。	発生原因が流入水による場合は、市側の負担とします。
326	24	別紙	2		17	第三者賠償リスク No17 施設の瑕疵による事故によるもの	施設の劣化及び維持管理の不備が発生し第三者に損害を与える場合として、降雨時にポンプ場が機能せず流域で甚大な被害が発生し、巨額の賠償責任を課されるおそれを懸念します。このような賠償責任リスクは、事故に関係する設計企業、建設企業、維持管理企業、メーカー、サプライヤー、下請け工事会社等広い関係者にまで巨額の賠償責任が及ぶ可能性があり、ひいては本事業への参入を阻害し萎縮させる効果をもたらしかねません。民間事業者で引き受け可能なリスク範囲を超えているため、賠償責任上限額の設定と、流域での損害等の二次的（間接的）に生じた損害、逸失利益、不稼働損失、特別の事情によって生じた損害等の免責を明記いただきたくお願いいたします。	ご質問の内容は、「施設の瑕疵による」ものとは異なります。そのため、変更することは考えておりません。
327	24	別紙	2		17	リスク分担に関する基本的な考え方 No.17	施設の瑕疵とは、事業者が瑕疵担保責任を負っている期間内に発生した施設の瑕疵との理解でよろしいでしょうか。	瑕疵担保責任の存続期間に限りません。瑕疵による事故の場合、第三者は事業者に対して損害賠償請求することも可能であるためです。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
328	24	別紙	2		18	第三者賠償リスク No18 施設の劣化及び維持管理の不備によるもの	施設の劣化及び維持管理の不備が発生し第三者に損害を与える場合として、降雨時にポンプ場が機能せず流域で甚大な被害が発生し、巨額の賠償責任を課されるおそれを懸念します。このような賠償責任リスクは、事故に関係する設計企業、建設企業、維持管理企業、メーカー、サプライヤー、下請け工事会社等広い関係者にまで巨額の賠償責任が及ぶ可能性があり、ひいては本事業への参入を阻害し萎縮させる効果をもたらしかねません。民間事業者で引き受け可能なリスク範囲を超えているため、賠償責任上限額の設定と、流域での損害等の二次的（間接的）に生じた損害、逸失利益、不稼働損失、特別の事情によって生じた損害等の免責を明記頂きたくお願いいたします。	変更することは考えておりません。
329	24	別紙	2		18	第三者賠償リスク No18 施設の劣化および維持管理の不備によるもの	合流幹線管渠及び管渠流入部の維持管理の不備が原因となり、施設機械が故障して第三者賠償が生じた場合は、市の責任負担として頂きたくお願いいたします。	No.20に該当すると思われるため、変更することは考えておりません。
330	24	別紙	2		18	第三者賠償リスク	「施設の劣化及び維持管理の不備によるもの」に対する事業者の負担は、P17表4業務概要の維持管理業務対象施設について、事業期間内を対象と考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
331	24	別紙	2		18	施設の劣化及び維持管理の不備によるもの	施設の経年劣化に起因する事故の場合は事業者の一方的な責でない場合もあります。御考慮下さい。	変更することは考えておりません。
332	24	別紙	2		18	リスク分担に関する基本的な考え方 No.18	施設の劣化とは、経年劣化（自然劣化）は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	含まれます。
333	24	別紙	2		19	別紙-2	「19 計画降雨以上の降雨によって生じるもの」が貴市リスクとなっておりますが、計画降雨未満で生じた第三者賠償リスクは事業者リスクであると理解して良いでしょうか。	事故の発生原因によって異なると考えられます。
334	24	別紙	2		19	別紙-2	「計画降雨以上」であることの証明方法および証明義務保有者を具体的にお示し頂けますようお願い致します。	雨量計による客観的な降雨データと事業者による流入量把握の双方とします。
335	24	別紙	2		19	第三者賠償リスク No19 計画降雨以上の降雨によって生じるもの	計画降雨の定義と計画以上の降雨であるか否かをどのように判断するか、ご提示ください。	雨量計による客観的な降雨データと事業者による流入量把握の双方とします。
336	24	別紙	2		19	第三者賠償リスク	「計画降雨」の定義をご教示願います。	下水道事業計画に定義されるものです。
337	24	別紙	2		19	第三者賠償リスク	リスク分担に関する基本的な考え方【P.24】No.19において、計画降雨以上の降雨によって生じるもののリスクは市の負担となっております。計画降雨および今後の雨水の面整備計画は、要求水準書（案）にて公表されると考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	計画降雨は要求水準書（案）に示しますが、雨水の面整備計画まで示す予定はありません。なお、雨水管渠能力の不足による浸水被害があった場合は、その証明に協力して頂く可能性があります。（明らかな場合は対象外です。）
338	24	別紙	2		20	第三者賠償リスク	計画降雨以下の降雨でも、本事業範囲外の既存雨水排水施設の不良等で浸水が発生する場合も想定されます。これは「上記以外の事由」に含まれると考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
339	24	別紙	2		21	別紙-2	「物価変動リスク」は両者に○が付いておりますが、定量的な分配方法をお示し頂けますようお願い致します。	一定範囲までは事業者が負担し、それ以上は市が負担することを想定しておりますが、詳細は事業契約書（案）に示します。
340	24	別紙	2		21	物価変動リスク（NO.21）	「4頁、第1.1.(8),①」において、設計・建設に係る対価の額については、インフレスライド条項が適用されるとの記載があることから、設計・建設期間の物価変動リスクは貴市に負担いただくことでよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、一定範囲の変動リスクについては、事業者側の負担となります。
341	24	別紙	2		21	注釈○4 物価変動リスク	「一定範囲については事業者側が負うが」とありますが、どれくらいの割合でお考えかご教示願います。	事業契約書（案）に示します。
342	24	別紙	2		21	事業期間中のインフレ・デフレに関するもの	インフレ・デフレとともに一定範囲については事業者側が負うとありますが、一定範囲とはどの程度の負担であるのかご教示願います。	事業契約書（案）に示します。
343	24	別紙	2		21	リスク分担に関する基本的な考え方 No.21	脚注に「一定範囲については事業者側が負う」とありますが、「一定範囲」とは具体的にどのような内容を想定しているのかご教示ください。	事業契約書（案）に示します。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
344	24	別紙	2		22	別紙-2	市が考えられている金利リスクとは、事業者の金融機関等からの借入に係る金利が変動した場合のものでしょうか。それとも、市の資金調達に係る金利が変動した場合のものでしょうか。仮に後者であれば、事業者側でこのリスクをコントロールする方法はありませんので、リスクの負担者を市として頂けますようお願いいたします。	前者です。
345	24	別紙	2		22	金利リスク No22	「金利リスク」の詳細をお示しいただきたくお願いいたします。	事業者が資金調達を行う際の金利リスクを示します。
346	24	別紙	2		25	リスク分担に関する基本的な考え方 No.25	市の帰責事由によるもの以外は、全て事業者の負担となっていますが、官民いずれにも帰責事由がない場合も事業者の負担となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
347	25	別紙	2		31	不可抗力リスク	一定範囲又は割合までは、事業者側はリスクを負うとされる不可抗力リスクはどのようなものを想定されておられますか。	地震などを想定していますが、事業契約書（案）に示します。
348	25	別紙	2		31	リスク No31 天災、自然的又は人為的な現象のうち通常予見可能な範囲外のもの	「通常予見可能な範囲」の内容について詳細をお示しいただきたくお願いいたします。	社会通念上、通常であれば想定できるはずの範囲を意味します。
349	25	別紙	2		31	不可抗力リスク (No. 31)	予見できない天災等の不可抗力リスクを事業者が一定の割合まで負担することとなっていますが、事業者が負担するリスクの範囲や考え方を募集要項等で提示いただけないでしょうか。	事業契約書（案）に示します。
350	26	別紙	2		31	欄外△5	「△5…一定の範囲又は割合までは、事業者側がリスクを負う。」と、不可抗力リスクの事業者側の負担について記載されていますが、一定の範囲、一定の割合を定量的にお示し頂けますようお願いいたします。	事業契約書（案）に示します。
351	26	別紙	2		31	△5…一定の範囲又は割合までは、事業者側がリスクを負う。	不可抗力による施設復旧、第三者賠償責任は市の責任負担として頂きたいとお願いたします。	変更することは考えておりません。
352	26	別紙	2		31	△5…一定の範囲又は割合までは、事業者側がリスクを負う。	不可抗力による施設復旧、第三者賠償責任は市の責任負担としない場合、負担の範囲・割合はどの程度を想定しているかご提示ください。	事業契約書（案）に示します。
353	26	別紙	2		31	△5…一定の範囲又は割合までは、事業者側がリスクを負う。	民間事業者の負担割合（金額）は保険によりカバーされる損害金額を除外することを考えてはいかがでしょうか。	ご理解のとおりです。
354	25	別紙	2		31	不可抗力リスク	「事業の中止・延期リスクNo25上記以外によるもの」の内、天災や事業者に起因しない事故等による事業の中止・延期は、不可抗力リスクに含まれると考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
355	26	別紙	2		31	注釈△5 不可抗力リスク	「一定範囲又は割合までは、事業者側がリスクを負う。」とありますが、どれくらいの割合でお考えかご教授願います。	事業契約書（案）に示します。
356	25	別紙	2		31	天災等、自然的又は人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のもの	一定の範囲又は割合までは事業者がリスクを負うとありますが、具体的な範囲、割合をご教示願います。	事業契約書（案）に示します。
357	25	別紙	2		31	リスク分担に関する基本的な考え方 No.31	脚注に「一定の範囲又は割合までは、事業者側がリスクを負う」とありますが、「一定の範囲又は割合」とは具体的にどのような内容を想定しているのかご教示ください。	事業契約書（案）に示します。
358	25	別紙	2		34	リスク分担に関する基本的な考え方 No.34	県やJR、近隣等からの指導、要請によって設計変更を余儀なくされた場合は、市の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
359	25	別紙	2		35	設計変更リスク No35 事業者の判断の不備によるもの	「事業者の判断の不備」の内容について詳細をお示しいただきたくお願いいたします。	事業者が行った判断において不備があった場合のことを意味します。
360	25	別紙	2		37	計画変更リスク No37 上記以外の計画変更	事業者提案でも市が了承した計画変更については市の責任負担として頂きたいとお願いたします。	変更することは考えておりません。
361	26	別紙	2		37	別紙-2	「No.37, 38, 41, 45, 47, 49, 53, 56」について、市の責に帰すもの以外など、それ以外のリスクが全て事業者側の負担となっていますが、不可抗力等の帰責者が不明な項目を除き、事業者側の負担は「事業者の責に帰すもの」に限定して頂けますようお願いいたします。	変更することは考えておりません。
362	25	別紙	2		37	計画変更リスク	P16表3施設能力の合流ポンプ場の総流入水量に対するポンプ能力や合流幹線管渠の必要流下能力に対する口径・勾配について、既計画と異なる提案を行った場合、「上記以外の計画変更」として事業者負担となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
363	25	別紙	2		37	リスク分担に関する基本的な考え方 No.37	県やJ.R、近隣等からの指導、要請によって計画変更を余儀なくされた場合は、市の負担との理解でよろしいでしょうか。	JRとの協議など、市が主体となっておこなったものに関しては、No.36に該当します。
364	25	別紙	2		39	設計完了遅延リスク No.39 上記以外のもの	法令等で定められた各種申請等に関する市の事前協議の不備によって、設計期間が延長する場合は、市の責任負担として頂きたくお願いいたします。	市の帰責事由に該当するのであれば、No.38によって市の責任負担となります。
365	25	別紙	2		39	リスク分担に関する基本的な考え方 No.39	県やJ.R、近隣等からの指導、要請によって、設計変更の発生、設計期間の延長を余儀なくされた場合は、市の負担との理解でよろしいでしょうか。	JRとの協議など、市が主体となっておこなったものに関しては、No.38に該当します。
366	25	別紙	2		41	リスク分担に関する基本的な考え方 No.41	県やJ.R、近隣等からの指導、要請によって、設計変更の発生、設計費の増大を余儀なくされた場合は、市の負担との理解でよろしいでしょうか。	JRとの協議など、市が主体となっておこなったものに関しては、No.40に該当します。
367	25	別紙	2		44	工事費増大リスク No.44 市の指示や変更による遅延、工事費増大となるもの	設計段階における、承諾行為、審査、確認、検査の機会、各々に要するおおよその時間をあらかじめ提示頂きたくお願いいたします。	事業者の提案に沿う形で、市も可能な限り協力します。
368	25	別紙	2		45	リスク分担に関する基本的な考え方 No.45	県やJ.R、近隣等からの指導、要請によって、工事の遅延、工事費の増大を余儀なくされた場合は、市の負担との理解でよろしいでしょうか。	JRとの協議など、市が主体となっておこなったものに関しては、No.44に該当します。
369	25	別紙	2			別紙-2	「計画・設計・建設段階」のリスクについて、現地施工中に遺跡の出土等、事前に知り得ない理由で工事が中断され工期が遅延した場合、それに伴う現場費用の増大は貴市側の負担と理解して良いでしょうか。	No.24, No.25をご参照ください。
370	25	別紙	2		47	リスク分担に関する基本的な考え方 No.47	県やJ.R、近隣等からの指導、要請によって計画変更を余儀なくされた場合は、市の負担との理解でよろしいでしょうか。	JRとの協議など、市が主体となっておこなったものに関しては、No.46に該当します。
371	25	別紙	2		49	リスク分担に関する基本的な考え方 No.49	県やJ.R、近隣等からの指導、要請によって運営開始の遅延を余儀なくされた場合は、市の負担との理解でよろしいでしょうか。	JRとの協議など、市が主体となっておこなったものに関しては、No.48に該当します。
372	25	別紙	2		52	リスク分担に関する基本的な考え方 No.52, 53	既存施設とは何を想定されているのでしょうか。	文言のとおりです。
373	25	別紙	2		53	上記以外の既存施設の瑕疵 No.53	施設瑕疵リスクのうち、「上記以外の既存施設の瑕疵」は、原則として、既存施設を運営してきた市のリスクによるべきもので、民間事業者のリスクは、既存施設の瑕疵のうち、維持管理業務の遂行により生じた瑕疵に限定されるべきものと考えます。本箇所の変更をお願いいたします。	検討します。
374	25	別紙	2		53	上記以外の既存施設の瑕疵	上記以外の既存施設について具体的に御教示願います。	検討します。
375	25	別紙	2		55	別紙-2	「55 雨水の流入によるもの」は貴市リスクとなっており、流入量に応じて精算が行われると考えられますが、具体的な精算の方法をお示し頂けますようお願いいたします。	詳細は、事業契約書（案）に示します。
376	25	別紙	2		55	維持管理費増大リスク	P4（8）事業者の収入②維持管理業務に係る対価に記載されている「雨水ポンプ運転のための動員日数が事業契約に定めた一定日数を超えた場合などには、対価を増額させる。」に該当すると考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
377	25	別紙	2		56	上記以外の事由によるもの No.56	市の条件変更等により維持管理費の増加が発生した場合は、市で負担する条件であると理解しておりますがよろしいでしょうか。	No.54に該当すると考えられます。
378	25	別紙	2		56	別紙-2 リスク分散に関する基本的な考え方	段階「維持管理段階」維持管理費増大リスク56において上記以外のものを事業者負担とされておりますが、具体的に明記する必要がありますのでどのようなことを想定されているのかご提示をお願いします。	事業者に起因するものなどが考えられます。
379	25	別紙	2		56	リスク分担に関する基本的な考え方 No.56	市、事業者、いずれの帰責事由にもよらない場合は、市の負担との理解でよろしいでしょうか。	事業者の負担です。
380	25	別紙	2		57	施設・備品の損傷リスク	通常劣化によるものは事業者負担には該当しないと考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	改築業務に関するものは市負担ですが、維持管理において予期できる修繕等については、事業者の負担と考えております。
381	25	別紙	2		57	別紙-2 リスク分散に関する基本的な考え方	段階「維持管理段階」施設・備品の損傷57において通常劣化によるものが事業者負担となっておりますが、通常劣化は事業者の責ではないため、市・事業者双方で負担を負うべきものと考えますので再考をお願い致します。	改築業務に関するものは市負担ですが、維持管理において予期できる修繕等については、事業者の負担と考えております。

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
382	25	別紙	2		57	通常劣化によるもの	施設・備品の損傷について通常劣化によるものは事業者のリスクとなっておりますが、通常劣化と判断する基準を御教示願います。	事業者の策定した修繕計画や改築計画が適切に実施されているか否かなどが考えられます。
383	25	別紙	2		57	リスク分担に関する基本的な考え方 No.57	通常劣化とは、経年劣化（自然劣化）は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	含まれます。
384	26	別紙	2		61	施設・備品の損傷リスク	総流入水量以上の流入による地下階の浸水に起因する施設・備品の損傷を指すと考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
385	25	別紙	2		65	事業の終了手続に関する諸費用の増加に関するもの No.65	後任事業者の選定遅れ等、市の事由で増加した費用は、市で負担する条件であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
386	26	別紙	2		65	リスク分担に関する基本的な考え方 No.65	市と事業者の両方に○がありますが、リスク分担を具体的にご教示ください。	基本的には、市が負担すべき費用の増加については、市が負担し、事業者が負担すべき費用の増加については、事業者が負担することを想定しています。
387						その他	事業契約等にあたり、SPC側で弁護士のリーガルチェック等は必要となりますか。	市が関与することではありません。
388						その他	事業期間中公認会計士の監査は必要となるのでしょうか。なお、公認会計士の監査が必要である場合は、会計監査人として登記した上での監査となるのでしょうか。	会社法等の法令によって強制される場合を除き、公認会計士による監査を要件とはしません。
389						合流改善計画	本事業は合流式下水道のDBOと考えられますが、「合流改善計画」の検証（越流回数、放流負荷等）、事後のモニタリング等は本事業の対象となるのでしょうか。	雨水ポンプ運転中の放流水試料採取作業と同作業中の放流水量の提出を対象とします。詳細は、要求水準書(案)に示します。
390						漁協との協議	本事業における漁協との協議の状況についてご教示ください。	詳細は、要求水準書（案）に示します。